

午後1時30分開会

○林委員長 ただいまから環境まちづくり委員会を開会いたします。

傍聴者の方にご案内いたします。当委員会では、撮影、録音、パソコンなどの使用は認められておりませんので、あらかじめご了承ください。

委員会の開会に当たりまして、報道機関より撮影、録音の申出がありましたので、冒頭の撮影及び休憩中を除く録音を許可したいと思いますと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、報道機関の方は、指定の場所において、撮影をお願いいたします。

〔報道機関による撮影〕

○林委員長 よろしいですか。

それでは、撮影は、以上で終了いたします。

欠席届が出ております。ゼロカーボン推進担当課長が私事都合のため、欠席です。

本日の日程及び資料をお配りしております。ご確認ください。

いいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。かなり分量がありますが。

それでは、日程1、陳情……

○小枝委員 入る前に。

○林委員長 入る前に。

どうぞ、小枝委員。

○小枝委員 新聞報道で知るところによると、この委員会に関わる陳情が出ていると。で、その指摘の内容というのは、この前代未聞の不祥事、議員逮捕ということで、この区議会として適正な手順・手続をもって明らかにすることが真摯な対応だと。そして、公共事業の立案、決定、発注における問題の背景について、十分に調査をし、区民への説明責任を果たすとともに、再発防止を図るために、こちらは100条委員会の設置をという、それだけじゃないと思うんですが、こうした区議OBの陳情ほか、この委員会に関わる、今日のことにも関わる陳情が出ているんじゃないかと思うんです。それが共有されていないのかということが1点。

○林委員長 一つずつでいいですか。

○小枝委員 はい。

○林委員長 はい。今の小枝委員に関しては、議長宛てに陳情が出ている可能性は、報道等で確認できる限り複数あるんでしょうけれども、議会運営委員会が開催されておられないので、どの委員会に送付するかということは、前回、岩田委員は請願も出ているというお話でしたけども、我々のところに、一切、議長以外は目に触れておりませんので、ただ、明日、議会運営委員会を、できれば早くやってもらいたかったですけれども、一応、日程がありますんで、陳情が送付され次第、改めて委員の皆さんと日程等々の調整もかけていきたいと思いますが、それでよろしいですかね。

○小枝委員 改めて。

○林委員長 2点目は、どうぞ。

○小枝委員 はい。今日の報道なんだと思うんですけども、今回、捜査二課が摘発した構図そのものを、告発に沿った捜査であったのは想像に難くないという文章の中で、その告発は、千代田区の中核となる再開発事業に踏み込んでいると書いてあります。嶋崎区議は、現在計画されている区内の各種再開発事業にも深く関わり、区幹部職員と連携して暗躍をしています。多くの善良な区民、区職員の知らないところで、このような行為がまかり通ってよいはずがありません。この各種再開発が千代田区ほど活発なところはないと。ここは告発の文書とは別ですけども、そして、解説があって、区議会のドンとして、嶋崎容疑者が様々な圧力をかけたという告発だが、気になるのは連携していた職員側の事務方トップの名を实名で記載している。そして、税収が多く、財源は豊か、工事やそれに絡む許認可が多く、それなりの疑惑があるでしょうが、ほとんどの職員は、きちんと日々の業務をこなしている。悪いのは政治家の側。それに告発文に名指しされている事務方トップが嶋崎議員と癒着していたのは確か、そういう意味での事件の根は深く、官製談合の摘発だけで終わることなく、もっと先に延ばしてほしいということが書かれているんですが。

言わんとするところは、今日、21本の陳情が出ている日テレ通りのことや外神田一丁目のことなど、そうしたしっかりとした解明、区議OBの方たちも、そういう意味で、公共事業の立案、決定、発注、そうしたところをちゃんと解明してから進めてほしいというふうに言っていることからすると、ちょっと順序が逆というか、それをしないで、今日、粛々とやるということは、全員協議会でも議論になったんですけども、そういうやり方で、区民に対して説明ができるのかということでは非常に疑問があるということで、そういうことをどういうふうに整理していけるのか。また、行政の側の認識というのは、どういうふうになっているのか。

区長のほうは、反省を踏まえて、全てをつまびらかにしていくと言っているんですけども、こうした疑問には答えないということなのか、そここのところの前提論をはっきりさせないといけないんじゃないかと思います。

○林委員長 地方自治法に基づいて、議会というのは、調査権ですとか、検査権等々がありますから、それに基づいた調査、研究等々をやっていくというのが、それ以上、以下でもないんですが、ここまでで、一旦、休憩します。

午後1時37分休憩

午後1時57分再開

○林委員長 委員会を再開いたします。

改めて、日程1、陳情審査に入ります。

まず、外神田一丁目南部地区のまちづくりに関わる送付5-14、外神田一丁目再開発のエリア内の区有施設の情報共有に関する陳情、送付5-30、千代田清掃事務所及び千代田万世会館の機能更新等に関する陳情、送付5-39、外神田一丁目南部地区再開発の直近の事業計画案を示すよう求める陳情、送付5-42、外神田一丁目南部地区再開発について、建築条例審査前に公共施設である清掃事務所について区民から意見を聞き大方の区民意見を取り入れることを求める陳情の4件の審査に入りたいと思います。

執行機関から何か進捗等々の報告はございますか。

○大木神田地域まちづくり担当課長 外神田一丁目のまちづくりにつきましては、前々回、1月19日の委員会及び懇談会並びに前回1月25日の委員会で追加で頂いたご指摘に回

答するため、現在、資料を作成しているところでございます。その中で、例えば、工事ステップみたいなものを、今、資料として作成しているものでございますけれども、それにつきましては、ほかの地権者の権利に関わるものもございまして、そうした方々との調整を事前に行ってからお出ししたいと思っております。そうしたことで、いましばらくお時間を頂きたいと考えております。取りまとめ次第、また委員会のほうにお示しすることといたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○林委員長 はい。委員の方、何かございますか。

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 それでは、一旦、ちょっと休憩を取らせていただきます。

休憩します。

午後1時59分休憩

午後2時12分再開

○林委員長 いいですか。

では、委員会を再開いたします。

はやお委員。

○はやお委員 先ほど、委員長のほうが整理していただきまして、その方向で、大きなところは問題ないと思います。

あと、これは、6日の日なのか、新たに設定する委員会の中で確認することですけれども、もう一つ確認していただきたいのが、議案審査になります、××日が。そこで、前までに参考人での確認を頂かないと、この議案の審議は僕はできないと思うんですけど、この辺の日程感が一つと。

そして、あと、公開質問状の整理といったところで、一つ入れていただきたいと思うのは、当然、修繕の積立金だとか、管理費だとかということの中で、今、修繕コストというお話があったと思うんですが、ここのところで、もう一つ、確認したいことが、結局は協定、協定書の整理というのはどういうふうにするかということについて、この2点、確認をしたいと思います。

○林委員長 ちょっと休憩します。

午後2時13分休憩

午後2時16分再開

○林委員長 委員会を再開いたします。

○はやお委員 すみません。議案審査の日程については、これについては、本会議の内容ですので、まだ決定していないんですけども……

○林委員長 議長日程です。

○はやお委員 議長日程ですので、本会議は。そうすると、議案審査の折に、日にちではなくて、折にこの参考人が前で確認されているということを確認したいと思っております。

○林委員長 はい。改めて皆さんに確認いたしますけれども、次回の委員会で、参考人制度というのをこの委員会で実施したいと思っております。で、事前に参考人制度を使う場合には、

実施日時、相手方に会議の時間の何分程度、相手方の人数とお名前、質問事項等々を事前に議会で確認した上で、相手方に連絡を入れなくてはならない制度設計になっておりますので、今、はやお委員がご指摘いただいた協定についてというのも、これまでの議論の積み重ねの中で、皆さんと相談しながら、質問事項を確認してまいりますので、次回のこの環境まちづくり委員会で最終決定したいと思います。

よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、陳情の取扱いについては、継続審査でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、送付5-14、30、39、42の外神田関連の陳情審査は、継続審査の取扱いとさせていただきます。

続けて、いいですかね。続きまして、次の陳情審査、二番町地区のまちづくりについてです。本件に関する陳情は、継続中の陳情、送付5-18、19、21から26、31、41、45から49、52から56、参考送付の合計21件です。関連するため、一括で審査することとしてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、また、本件の陳情審査と関連するため、日程2、報告事項（1）の二番町まちづくりについて、執行機関から報告をお願いいたします。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 それでは、二番町のまちづくりにつきまして、前回、1月25日の当委員会では、法17条に基づく都市計画案への意見書の集計状況をご報告させていただきました。その後、集計結果がまとまったため、まずは、口頭にて詳細をお知らせいたします。

意見書の総数は2,745名分、うち有効票が2,615名分、無効票が130票、130名分ございました。有効票のうち、賛成は1,804名分、反対が807名分ございました。

続いて、今回も参考までに、意見書に記載をされた住所に基づく内訳について、お知らせをいたします。まず、二番町地区につきましては、有効票が335名分、そのうち、賛成の意見が211名分、反対の意見が124名分でした。次に、日本テレビ通り沿道地域についてです。対象となるのは、一番町、二番町、三番町、四番町、五番町、六番町、翹町三丁目、翹町四丁目であり、有効票が1,108名分、うち賛成が616名分、反対が491名分、その他が1名分ございました。

なお、前回の当委員会では、事業者から提出された意見書に関するご質問を頂いておりました。二番町地区に関しまして、同一の住所から提出された意見書のうち、特に数が多かった分を参考までにお知らせいたします。

まず、賛成意見のうち、54名分が同一の住所から提出をされておりました。また、反対の意見のうち、65名分がやはり同一の住所から提出をされておりました。前者については、賛成意見の約4分の1程度、後者については、反対意見の約2分の1程度の割合となっております。

集計結果についてのご報告は以上となります。

続きまして、前回の当委員会において、賛成と反対、それぞれ主なご意見についても報告をさせていただきました。本日は、都市計画審議会でも配付する予定の意見書の要旨に基づきまして、ご意見の内容を報告いたします。お手元の環境まちづくり部資料1をご覧ください。

○林委員長 資料1が陳情の厚い陳情の次のところに――あ、違う。事前配付したんだ。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 あ、そうですね。（発言する者あり）

○林委員長 持ってきていないか。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 意見書の要旨と書かれた資料でございます。（発言する者あり）

○林委員長 入っている。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 はい。こちらの意見書の要旨の取りまとめに当たりましては、前回の委員会でご指摘を頂いた点を反映できるように努めまして、提出者のバックグラウンドが読み取れるような記載があれば、その箇所を可能な限り掲載するとともに、同じ趣旨のご意見も幅広く、この一覧表に整理をしております。結果として、かなりボリュームのある内容のため、分類であったり、区の見解を中心に、本日はご説明をさせていただきます。

まず、賛成意見についてですが、こちらは、高さ、容積率、景観・街並み、利便性、まちの活力、広場等、交通、防災、エリマネ施設、これまでの経緯、地区計画の変更、地区計画の目標・方針、都市計画マスタープランとの整合性、その他といった分類に沿って、ご意見をまとめております。

資料1ページ目、右の欄には、各ご意見に対する区の見解を記載しております。

続いて、反対意見についてですが、15ページ目以降に、高さ、容積率、景観・街並み・住みやすさ、まちの活力、バリアフリー、広場、地域交通広場、防災、エリマネ施設、混雑悪化、番町中央通りの一部双方向化、地区計画の変更、都市計画マスタープランとの整合、その他といった分類に沿って、まとめております。

区の見解については、同様の趣旨のご意見ごとに記載をいたしました。個々の詳細の説明は割愛をさせていただきますが、15ページ、右の欄に記載した点につきましては、今回の様々なご意見に対して当てはまる区の見解となっております。2,500平米の広場整備や交通広場整備を行うこと、また、地下鉄へのバリアフリー動線を改善すること、歩道状空地や緑地整備などを含めた容積評価は700%前後が妥当であることについては、これまでの議論を踏まえた上で、都市計画審議会の専門家会議から示されております。また、高さにつきまして、60メートルでは地域課題に対応することは不可能であることを事業者を確認したことから、60メートルの街並みに配慮しつつ、80メートル以下という一定の考え方が示され、区としても、その考え方を踏襲していますという内容です。

区としては、今回の計画案がそうした内容を反映したものであるという認識の下、都市計画手続を進めております。

もう一点、様々なご意見に対して、当てはまる区の見解をお知らせいたします。

こちらは、資料の33ページをご覧ください。ここでは、地区計画の変更の観点からご意見を頂いた箇所となっております。それに対しまして、区は、駅前における大規模開発に関連をして、地域に対して、どのような貢献、地域課題の解決ができるかについて議論

し、手続を進めております。地域に対して、貢献、地域課題の解決が伴わない開発を推進することは考えておりません。

なお、商業施設や広場は、主として地域の方々の利用を想定していることを事業者に確認しておりますという見解となっております。地域課題の解決を図るために、どのような策が考えられるか、まちづくり協議会をはじめ、地域の方々の利用を——あ、失礼しました。地域の検討を通じて整理されてきた経緯があるからこそ、区としては、よりよいまちづくりのために、都市計画手続を進めております。

最後に、意見書提出者のバックグラウンドが読み取れる意見の例を幾つかお知らせいたします。

前回の委員会でもご指摘を頂いた障害をお持ちの方の意見については、明確に見分けることはできませんでしたが、主に子育て世代、新しい住民の方、また、高齢者の方といった立場からご意見を頂いております。まず、賛成意見の中ですが、3ページ目、利便性という項目の三つ目に、子育て世代からのご意見。4ページ目、まちの活力の項目、こちらは後ろから二つ目のところに、新住民という観点からのご意見。資料5ページ目、バリアフリーの項目の2点目に、高齢者の方からのご意見。同じく、6ページ、下から四つ目が、松葉づえを利用されている方のご意見。7ページ、上から二つ目に高齢者の方からのご意見。7ページ、広場の項目の二つ目が子育て世代からのご意見。最後に、13ページ、その他の最後から四つ、全てのご意見が児童ご本人からの意見と考えられます。

続いて、反対意見についてです。こちらは、21ページ、項目としては、景観・街並み・住みやすさというところになります。上から三つ目が高齢者の方からのご意見。四つ目が子育て世代からのご意見。26ページ目、広場の項目のうち、一番下の子育て世代からのご意見。27ページ目、上から三つ目、四つ目も子育て世代からのご意見と考えられます。

ご報告は以上となります。

○林委員長 はい。それでは、委員の方。

○岩田委員 そもそもこの二番町と日テレ通りの方の、何だ、意見書を分けたわけなんですけども、もう本当にそもそもなんですけど、二番町の町会としては、これは、意見としては賛成という、町会としては賛成ということによろしいでしょうかね。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 今回は、あくまでも意見書に関しては、個人の方、法人も含めて、提出をしていただいておりますが、町会として、どういうご意見であったかというような内容については頂いていないものと考えております。

○岩田委員 いや、今回の意見書じゃなくて、今までのことも含めて、町会としては賛成しているということによろしいですかね。

○林委員長 休憩か。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 団体として、二番町町会がどういう立場を取っているかということに関して、すみません、ちょっと明確に賛成、反対どちらかということについては、現状では把握していない状況です。

○岩田委員 その町会の町会長が自分の町会長名を名のって、肩書も名のって、そして、賛成の意見書の提出をお願いしている文書が出回っています。そこには、反対の方に負けないように意見書を出していただきたいと思っておりますというふうに書いてあるんですけど、

こういうのがある、そういうのは、区としては認識していませんと言うんでしょうけども、こういうのがあるということ自体、どういうふうに思われますか。

○榊原勲町地域まちづくり担当課長 ちょっと詳細に関しては把握しておりませんが、意見書の提出は、各自の意思に委ねられているので、町会長が、今ご意見あったとおり、打診をしたかどうかということにかかわらず、各自が自由に賛否を示すこと自体は、また、示さないことについては、選択できるものというふうに考えております。

○岩田委員 この前も指摘しましたよ。町会というのは、区からお金が出ているじゃないですか。そういう団体が、町会長、肩書を使って、こういうことをするのはどうなんだと言っているんですよ。どういうふうにお考えなんですか、そこは。

○榊原勲町地域まちづくり担当課長 先ほど申し上げたとおり、ちょっと、区として、現状では、詳細にこういった内容の文書をもって、そういったことが行われたかについては、把握しておりませんので、現時点で、それについての答弁は差し控えさせていただければと思います。

○岩田委員 別にここで読み上げてもいいですけど、読み上げましょうか。どうしますか、読み上げます。（発言する者あり）あ、そうですか。読み上げます、じゃあ。

○林委員長 いや。ちょっと、岩田委員、それでしたら、一旦、休憩を取って……

○岩田委員 そうですね。

○林委員長 委員の皆さん共有にするんだったら、共有にしたほうがいいですし。

○岩田委員 そうですか。

○林委員長 ばあっと言われて、やり取りをやっていても。どうしますか。

○岩田委員 そうですね。分かりました。じゃあ、それはちょっと長くなるんで。

○小枝委員 どうせなら、ちょっと関連でね。

○林委員長 関連で。

トイレ休憩に入る前にやりますか。

○小枝委員 はい。はい。関連で。

○林委員長 はい。小枝委員。

○小枝委員 休憩を取ってということで、コピーということであれば、もう一つ、二番町地区地区計画に関する都市計画案への意見とって、こういう統一の、何というんですかね、署名簿みたいな、ここに10人名前が書けるようになっていて、そこに、非常に、何というんですかね、60メートルだと、オフィスビルしかできないみたいなことが書いてあって、スーパーマーケットやカフェ、レストランができないというのは、ちょっと私たちがここで確認してきたこととまず違うということと、こういう署名簿のようなものがどのくらいなのかということで、これも、資料として、もし共有できれば。

もう一点、文章はほとんど同じなんですけれども、こういう1月19日までに、意見、賛成ということで提出してくださいと。バーベキューやキャンプ体験、ドッグラン、地域向けイベント、そういう言葉が連なっているものなんですけれども、これって、何というんですかね、非常にこの二つというのが、ふと、何というの、特徴があって、「ファックス」のことを「ファクス」と書いてあるんですね。もう一枚も「ファクス」と書いてあるんです。それで、区役所のホームページにも「ファクス」と書いてあるんですよ。もっと問題なのは、地域の方がおっしゃるには、これを区議会議員が持ってきたと言うんですよ。

（発言する者あり）そういうふうなことも含めて、非常に、私たち、こういうところで意見を言ったり、おかしいじゃないか、問題指摘はしますけれども、そういう、何というんですかね、やり方はしない。また、正しいことをちゃんと伝えていかないといけないという意味で、この意見書について、どんなことが背景に行われているのかというのは、非常に調査を要するような事態が発生していると思うので、何度もやったら申し訳ないので、それも含めて、共有してもらったらなと思います。

○林委員長 どうでしょうか。そんないっぱい資料たくさんだから、一旦、じゃあ、ちょっと……

○小枝委員 3枚です。

○林委員長 1回、とにかく休憩します。

午後2時33分休憩

午後2時36分再開

○林委員長 では、委員会を再開いたします。

岩田委員。

○岩田委員 先ほど、二番町町会の町会長名で出されていた意見書の提出のお願いについて、要旨をいいますと、メリットは、エレベーター、エスカレーターが設置される、バリアフリー化が実現して、交通広場が設置される、歩道が広がる、番町の森のように遊ぶところができたり、防災拠点が2,500平米で、賛成の理由は、バリアフリー化が実現すると。反対の理由としては、超高層建物がうっとしい、目障りだとかというものであると。そして、反対の方に負けないように、意見書を出していただきたいというふうに、かなり偏った意見を書いてお願いをしているようですが、こういうのはいかがなものかと思うんですが、これを聞いて、今、区はどのように思いますか。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 先ほど申し上げたとおり、その文面を見た上で、確かにそのとおりだという方もいらっしゃる、そうではないというふうに感じる方もいらっしゃるかと思います。その上で、賛成意見を出すか、ちょっと反対も出せるようになっているかどうかということも分からないんですけども、どちらかのご意見としてご提出いただくのは、各自の意思に委ねられておりますので、それ自体に意見書の取扱いもちろん変わりませんし、ほかと同様の取扱いになると、そのように考えております。

○岩田委員 賛成、反対両方出せるということなんですけど、ここには、反対の方に負けないようにと書いてあるんですよ。負けないように。どう考えても、賛成と書いてくれと言っていますよね。

さらに、小枝委員からの指摘で、ペーパーが何枚かあった。意見、「賛成」と印刷がされているんです。そして、そこに名前を書くだけになっています。かなり偏った考えだと思うんですけど、どうですかね、そういうのを聞いて。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 それにつきましても、事前に書かれた内容について、そのとおりだと思った方は、賛成という書かれたものを使って、意見書を出されているかと思しますので、その方のお考えについて、否定するものではないかと考えます。

○岩田委員 そして、さらに、もう一枚のほうでも——あ、もう一枚のほうじゃない。そのペーパーには、バーベキューやキャンプ体験、ドッグランなんて書いてあるんですけど、そんなのができるなんて聞いていませんけど、どうなんですかね、本当のことなんですか、

これ、ドッグランができるとかって。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 これまで申し上げているのは、広場として整備をされた後、そこをどのように活用していくか、運用していくかということについては、区民の方、地域の方を主体として設置されるエリマネ施設——あ、エリマネ団体、こちらが考えていくことということでご説明させていただいております、エリマネ団体の検討の中で、こういったご意見が出てくるかによって、活用方法については定められていくのかなというふうに考えます。

○岩田委員 じゃあ、まだ分からないんじゃないですか。さもやるようなことを書いていますよ、これ。さらに、バリアフリーと書いてますよね。この前言いましたよ、バリアフリー、どこからどこまでですかと言ったら、日本テレビは、地上から改札までと言いました。じゃあ、そこから先はと言ったら、そこはメトロさんだ。分からないということですよ。だから、完全なバリアフリーになるかどうかは分からない。前の永田町の出口みたいに、穴を掘っちゃった。でも、つながらないよみたいな。あとは、分かりませんみたいな、そういうことになっちゃうわけですよ。後で相談みたいな、そういういいかげんな話ですよ、これ。

そして、さらに、もっと言いますよ。二番町町会、今、どういうふうになっているか。びっくりしました。顧問は日テレの社長です。（発言する者あり）相談役が2人いらっしゃいます。ナインキャストという会社、ここは日テレの番組制作会社を主にやっています。2人ともそうです。そして、監査役、1人は元日本テレビの子会社、日テレアートの取締役をされていた方、もう一人の監査役、日本テレビの総務局番町再開発事務局担当部次長を長く勤めていた方です。監査2人いて、監査2人とも日本テレビの関係者ですよ。区からお金が出て、そこをチェックするところが、2人とも日本テレビ。問題ないですか、これ。そして、今回の再開発ですよ。どう思いますか、それ。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 まず、バリアフリーの点に関しましてですが、前回、お伝えしたとおり、改札内のバリアフリーにつきましては、あくまでメトロが判断の上、実施するものというふうに考えております。一方で、改札より先、地上までのバリアフリーが先行して、もし、今回の計画を基に実現をされるということがあれば、これまでとは状況が変わってくるので、メトロへホームから改札までのバリアフリーを要望する際にも、より先方に対して促しやすい環境が整うものと考えております。まず、できることから進めていくということを進めないと、バリアフリーについては、いつまでたっても、それを待つということになってしまうので、この段階で、ぜひ、バリアフリーを実現するというについては、計画の中で盛り込んでいきたいということを考えております。

2点目、町会の役職に関してですが、この役職をどう選任するかということについては、あくまでも町会の意思で決定をすることかなというふうに思いますので、それに対して、こちらで、今、私の立場からいい、悪いということは申し上げられないかなというふうに考えます。

○岩田委員 いや。あなたの立場じゃなくてもいいですよ。あなた個人の立場じゃなくても。区として、お金をあげるほうともらうほう、そして、開発する側、どうですかね、これ。開発する側が日本テレビで、お金をもらう側も日本テレビで、そして、区もその開発に前のめりで、みんな、やろう、やろうの人たちばかりじゃないですか。問題じゃない

すか、これ。そこを聞いているんですよ。

それで、またちょっと口うるさいかもしれないけど、冒頭に小枝委員が言っていましたよ。どれだ、ちょっと待ってくださいね。高さ制限を、これ、マスコミに書かれていたことです。高さ制限を外し、容積率を緩和するなどして進む再開発計画が千代田区には幾つもあり、嶋崎容疑者の関与が指摘される案件もある。ここまで書かれているんですよ。だったら、今までのように、我々は、こういうふうに手続としては問題ありません、粛々と進めてまいります。そういうようなやり方じゃなくて、もっと丁寧に、みんなに分かるように、明らかに、今までのことはすみませんでした、今までのような乱暴なやり方ではなくて、もっと丁寧なやり方をやります。反省して、そういうふう言うぐらいが筋じゃないですか。おかしいと思いませんか、それ。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 その報道に関してについては、区としてはそういった関与については把握しておりませんし、手続については、適切に、また、区民の方々にできる限り分かっていたくような形での説明ということは行っているという認識です。

○林委員長 ちょっと休憩します。

午後2時44分休憩

午後2時51分再開

○林委員長 再開します。

岩田委員、どうぞ。

○岩田委員 はい。先ほど答弁で、バリアフリー、できるところからやるという話でしたけども、でも、できていないところもあるじゃないですか、永田町のさっき言ったところ、穴がずっと開いたままじゃないですか。あれだって、できるところからやるって、できるところからやって、それが何年もずっと開きっ放しですよ。また同じようなことをやるんですかという話になっちゃいますよ。

で、その意見書の話ね。意見書の中身を見ると、かなり勘違いされている方も多くいらっしゃるようです。こんなこと、聞いていないよというような話を書いて、それが実現するんじゃないかと夢を描いて、そういうふう書いている方もいらっしゃる。何か話によりますと、日本テレビさんの3人の方が、あるマンションに日本テレビの計画の説明に行くと。そこで、何、この80メートルの計画を許してもらえれば、地下からのエレベーターは一般の方も使えるけども、60メートルだったら使えなくなるよって、そういう脅しのような、そんな説明もあったというふうに聞いていますが、そういうのというもの、これも意見書に反映されているんですかね。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 前段のバリアフリーの件に関しては、この二番町の件に関しては、今回の開発の機を捉えて、地域貢献として、バリアフリーを実現するという機会があるタイミングなので、このタイミングを生かした形でできるところから実施をしていくということが、バリアフリーの方向性としては望ましいのではないかとこのように考えていると述べた次第です。

○岩田委員 分からないじゃん。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 後段についてですけれども、日本テレビがどういった説明をしているかということについて、申し訳ありません、こちらは、詳細は把握し

ていないんですけれども、これまで、60メートルでは、地域貢献については実現が難しいと。先ほど意見書の内容のところでもお伝えをしましたが、そういった見解については述べているところですので、その事実をおっしゃっていたのかなというふうに考えます。

○岩田委員 でも、その日本テレビの案に対して、区が、じゃあ、それで行きましようと言っているんだから、こういうおかしな説明をしているみたいな、そういうのはちょっといかなものかと考えるべきが普通じゃないですか。そこはどう考えているんですか。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 ちょっとどこがおかしいかというのが把握できなかったんですけれども。

○岩田委員 ああ、じゃあ、意味……

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 今回の計画自体は、これまでの経緯でもご説明しているとおり、専門家会議での方針が示されて、再検討を区が日テレに対して促した結果、それに沿った計画案が出てきたと。それを専門家会議でも確認をしていただいたことを踏まえて、手続を進めております。

○岩田委員 じゃあ、区に対して、日本テレビの説明は、80メートルを許してくれたらば、一般の人もエスカレーターを使えるようにするけど、60メートルだったら使えないようにするよというような説明はあったのか、なかったのか。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 そういった観点ではなく、あくまで今回の計画であれば、バリアフリー、地域貢献も、広場の整備を含めて、実現ができるという説明を受けております。

○岩田委員 だとしたら問題ですよ、これ。条件をつけて、80メートルを許してくれたら、こういうふうにやってあげるけども、そうじゃなかったら、やらないよと。これ、地域貢献じゃないですよ、これ。ビジネスですよ。交換条件で。だったら、ちゃんと日本テレビと区で交渉しなきゃ駄目じゃないですか。ここまでやってくださいよと。じゃあ、うちはこれぐらいの高さまでいいですよ、ここまでやってくださいよというやり取りがあっただけなのに、80メートル、はい、オーケーって、それはおかしいですよ。そういうやり取りなんか、なぜしないのか。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 様々な検討があった中で、専門家会議としても、60メートルのまち並みに配慮しつつ、高さ最高は80メートル以下でという方針が示されております。その方針に今回の案に関しては沿ったものであるということなので、それについて、区が専門家会議でも確認が取れた点をもって進めているということなので、それについて、おかしな点はないというふうに考えます。

○岩田委員 いや。そもそも80メートルだって、新宿通りに合わせているんですよ。新宿通りといえば、片側3車線なり、4車線なりあって、それに比べて、日本テレビ通りは片側1車線じゃないですか。あんな高いところに合わせて80メートル、それでよしとするというのはどうなんですか。80メートルが最高限度だから、じゃあ、80メートルねというのはおかしいですよ。ちゃんともうちょっと考えるべきじゃないですか。あんな狭い道路のところ、しかも、三方は一方通行ですよ。なのに、新宿通りに合わせた80メートルでもオーケーという、そういうところをどういうふうに考えているのかなということですよ。それで専門——何、今まで話をしましたって。どんな話をしてきたんですか、これ。

その後、まだ続きますよ、そのイベントをやる云々の話だって、ちゃんと地元の意見を聞いて、合意が取れなかったら、これまたうるさいとか臭いとか、そういう話になりますよ。そういうのも考えないで、やろうというんですか、地域貢献なんていって。それはちゃんと合意を取るべきですよ。

○林委員長 まあ、ちょっと一旦休憩します。

午後2時56分休憩

午後2時57分再開

○林委員長 委員会を再開いたします。

担当課長。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 その、麴町大通りの高さ制限を参考にとということなんですけれども、その一つの目安として、どこに置くかというところで、今回については、専門家会議の見解として、麴町大通りを見てはどうだろうといったご意見を頂いているところです。

後段のイベントの件に関してですが、これについては、ご指摘のとおりかというふうに考えておきまして、この計画が進んだ暁には、エリマネ施設による整備、活用ということが見込まれておりますが、エリマネ施設には、地域の方々も主体となって参画していただくという計画がございます。そのため、広場の活用方法については、地域の意向に沿ったものになるように、区としても、そこは確認をしてまいりたいというふうに考えております。

○林委員長 はい。岩田委員。

○岩田委員 いや、その80メートルも、専門家は所与のものじゃないと、前提じゃないと言っているじゃないですか。そして、今まで、答弁で、部長も課長も、マスタープランに逸脱していないから、だから、大方の同意は必要ないと、賛同は必要ないというふうに言っていますけども、高さ60メートルのまち並みの保全に極力努めるべきであるという点で一致しているわけですよ。それが80メートルになるんだから、逸脱しているじゃないですか。にもかかわらず、逸脱している場合には、何だ、地域貢献とかがあれば、地域の大方の賛同が得られればいいよと言っているにもかかわらず、そもそも逸脱がないと。60メートルと80メートルで逸脱していないと。何でそう考えられるのかというのを、ちょっとその思考回路を教えてください。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 ただいまのご質問に関してですが、高さ60メートルに極力配慮をすべきであるということについては、専門家会議の——あ、都計審における議論の中で触れていただいた点を引用していただいたのかなというふうに思いますが、恐らく、その後、とはいえ、この地域の現状として、高齢者の方が増えている、若い世代、子育て世代が増えているということを見ると、この場所には広場の整備等といったことが望まれる状況にあるということについても触れられているかと思えます。その部分も加味していただいた上で、専門家会議の方針ということは示されておりますし、賛成、反対を含めて、様々なご意見を反映したものが、その専門家会議としての方針だというふうに整理をされているので、その点については尊重すべきだなというふうに考えている次第です。

都市マスとの整合性に関してですけれども、これについても、確かに専門家会議の中で

整合するか、しないかといった議論はあって、そこについては、皆さんの意見が一致はしていない、考え方が分かれた部分がある状況だというふうに認識をしております。

○岩田委員 何だ、この都市計画審議会の、今年度の第1回のやつですよ。ここで、会長職務代理の方が、何点か挙げて、そのうちの2点目のところで、僕がさっき言ったのをおっしゃったわけですよ。地区計画で60メートルを規定していると。そして、マスタープランの策定の経緯を鑑みれば、高さ60メートルというまち並みの保全に極力努めるべきであるという点で一致しました。しかし、小さな子どもとかの世帯が増えたりしているんで、街区公園に相当するような広場の整備が望まれること、また、高齢者も多いため、地下鉄へのバリアフリー動線を改善することが望まれるとも確認されました。そうすると、地域課題解決のために、マスタープランの表現からの一定の逸脱がどのような条件の下に許容されるのか、あるいは、それは逸脱ではないと判断できるのかということが問題となり、この点については、なお、この部会の委員の中でも議論が必要だと考えられます。が、少なくとも地域課題の解決が確実に見込まれ、かつ、地域の大方の賛同が得られる場合には、マスタープラン表現からの一定の逸脱も許容されることについては、委員の一致を見ましたと言っているんですよ。必要じゃないですか、大方の賛同が。どう見ても、賛同が必要ですよ。

それで、さっきの広場の話だって、広場で、やれ、バーベキューだ何だなんていったら、大方の賛同を得られていなかったら、当然、後でクレームになりますよという話をして、そうですねという話だったじゃないですか。だったら、こういうところで、ちゃんと賛同を得られるようにするべきですよ。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 大方の同意に関しては、あくまでも都市マスから逸脱をするかどうかというときに問われるものだというのが、こちらの意見で述べられている趣旨だというふうに考えます。区としては、都市マスから、今回の計画が都市マスタープランに逸脱しているというふうには考えておりませんが、専門家会議の中で、こういった逸脱している、していないに関して、そこに関しては意見が分かれています。ただ、仮に逸脱をしているというふうになったとしても、地域の大方の賛同があれば、逸脱は許容されるというのは委員の総意として出された見解と、そういった整理がされております。

○岩田委員 じゃあ、逸脱したか、しないかというのは、何メートルから逸脱していると言えるんですか。20メートルですよ。20メートル。これをなぜ逸脱していないと言えるのか。何メートルから逸脱と言えるのか、教えてください。

○加島まちづくり担当部長 何メートルかということで、それは、我々、前回の昨年3月30日にご審議いただいた都市計画審議会での90メートル、これに関しましても、都市計画マスタープラン、これから逸脱しているというふうには思っていないといったようなのは、都市計画審議会の中でもご報告をさせていただいたところですので、今の岩田委員の何メートルということに関しての、じゃあ、何メートルですという答えは持ち合わせていないといったようなところです。

先ほどから出ている7月25日ですかね。これの都市計画審議会の議事録を読んでいらっしゃるんだと思うんですけども、会長職務代理は、一番最初に報告するときに、ちょっと読みますけれども、「これからご報告することは、全体の論旨については部会の委員で了承されていますが、個々の言い回しについては、細かい言い回しは私の個人的な見解

も多少入っているのはご了承いただきたいと思います」ということで、その中で、先ほどからの逸脱といったようなのが話をされているといったようなところでございます。

どちらにしても、これ、都市計画審議会の中での議論になっておりますので、都市計画審議会の中で、ここで結論を出していただくという形になるのかなというふうに、今、我々は思っております。

○小枝委員 はい。関連。

○林委員長 結構、関連、長いですか。

○小枝委員 長くない。

○林委員長 長くない。

では、小枝委員。（発言する者あり）

○小枝委員 あ、そう。

ただいまのちょっと関連しますね。要するに、都市計画マスタープラン、これは、住民も一生懸命勉強しているから、もうみんな知っていることなただけけれども、都市計画法の18条の2に、市町村の都市計画に関する基本方針という定めがあって、その4項に、市町村が定める都市計画は基本方針に即したものでなければならないと。そして、ついこの間、令和3年でしたっけ、決めた。樋口区長になってから、決裁した都市計画マスタープラン、区民と一緒に考えたマスタープランに中層・中高層ということが書いてあって、これは社会通念上60メートルだ。じゃあ、60メートル、ここを区民は違法だと。1メートルたりともというふうには言っていないかもしれない。だけれども、20メートルでも、30メートルでもいいんだというんだったら、この法律は何なんだということになっちゃうので、すごく、まちづくり部長の言っていることというのは、もう法を無視しているんですよ。答弁になっていない、全く。それはちゃんと、（「すごいひどいね」と呼ぶ者あり）だって、それは日本語として、そうですよね。だって、基本方針というのは、都市計画マスタープラン、それも市町村、つまり、千代田区、千代田区の都市計画マスタープランに即してなければならないと、18条の2の4に書いてあって、それで、社会通念上、ほかの定めで、もう60だと書いてあるわけでしょう。それで、90メートルでもいいんですと言っちゃうまちづくり部長というのは、法律に即していないということになるというのは、小学生でも分かることだと思うんですよね。ちゃんと答弁を整理して、お願いします。

何で、そこで……

○前田景観・都市計画課長 本日のお配りをしてございます環境まちづくり部資料1の37ページ、こちらに都市計画マスタープラン、中層・中高層という記載のご回答がございます。今、これまでご議論いただいている中身につきましては、この議論の先に、専門家会議といったところでご議論いただいている内容かなというふうに認識をしてございます。記載にございますように、都市計画マスタープランの中では、地区別方針といたしまして、中層・中高層というものを位置づけてございます。この中の中段にも記載させていただいてございますが、中高層複合市街地においても、面的連鎖的に高い建物が建設されるということであればということで記載をさせていただいているところでございます。この地区全体が中層・中高層から逸脱するかどうか、そうしたところに念頭を置いて、私どもはご回答させていただいているといったところでございます。

○小枝委員 全然答弁になっていないと思うんですよね。その中層・中高層の概念から逸脱しているかどうか。専門家の先生が行政を救済しようと思って言ってくださったのは、住民の大方の合意が取れて、そして、地域課題を完璧に解決するような、そういう状況になったときには、80を最高限度としていいよということになった。だから、そこは中層・中高層の概念との整合性というのは厳しく問われているんですよ。なのに、大方の合意も要らないという、そして、90メートルだって法に則しているという、そういういいかげんな答弁でやるから、それって、結局は、力のあるところの関係と癒着してやっているんじゃないかというふうに言われて、非常にみんな気持ちが悪いわけ。気持ちをよくしてもらいたいわけですよ。

私は、これは、岩田さんもそうだと思うけれども、事業者も、住民も一致する決着点があると思っているんですよ。みんなもうその結論に至っているんですよ。バリアフリーにもなる、広場もできる、防災広場にもなる、そして、子どもたちの、ある面、森もできれば、四番町まで入れたら、かなりいい道を挟んだ空間ができる。そこまでやっとたどり着いているにもかかわらず、区が何が何でも2,500の広場と、何が何でも高さ制限を突破しないと気が済まないというふうにしたことによって、結局は、時間を稼ぎ、もうとっくに終わっていることがこんなに長くかかって、みんなが混乱して、そして、こういう不信感を招いているということに関しては、今の答弁では、とって子どもに説明できる話じゃないと思いますよ。

自分たちで決めたことなんだから、区民と決めたことなんだから、区民の納得感の高いちゃんと考え方をまとめていかないと、そこは、私、ここにとって、すごく大事だと思うんですよね。前回言われていた地区計画の目的のところもそうです。目的とD地区との関連性というのもちぐはぐのまま。そういうことをこの意見書の中では出されているわけですよ。出されていることに関して、区が独善的にまた答弁、回答してしまうこと。それについては、ちゃんと18条の2との関連性については、もっと普通に人が分かる答弁を考え出してもらいたいということをして1点。

まとめて、どうせ休憩になっちゃうと思うので……

○林委員長 じゃあ、トイレ休憩を入れたいなと思っただけで、続けますんで、大丈夫ですよ。

○小枝委員 あ、そうです。はい。ただ……

○林委員長 ここで休憩を取りますか。

いや、一応、じゃあ、答弁。

○加島まちづくり担当部長 都市マスとの関係については、先ほど担当課長がご説明したとおりです。

岩田委員言われた大方の同意、そういったご意見も7月25日の都市計画審議会で、専門家の方から言われているということも事実です。大方の同意が必要なんじゃないか、大方の賛同と言っていたんですかね、も必要なんじゃないかといったようなところですよ。それを、今もその記録が残っているわけですから、そういったことを踏まえて、都市計画審議会の中で、今回のこの17条の意見要旨、それを捉えて、どう解釈されるかというところに来ているといったようなところですので、そこら辺はご理解いただきたいというふうに思っております。

○小枝委員 解釈の問題じゃない。もう解釈の問題じゃないんですよ。この意見書そのものについて言えば、この意見を出している人というのは、自分、それぞれの立場をもって必死で書いている人もいるわけ。一生懸命勉強して、一生懸命書いて出しているわけですよ。

ちょっと飛ぶけど、××、今まで、女子学院さんが出されてきたけれども、××さんのほうも出されてきている。出されてきているんですよ、その事実は、多分、行政のほうは把握していると思うんだけど、今回、50ページですか、49ページの中のどれが女子学院で、どれが、例えば、隣接住民でということが分からなくてもいいというふうに思う行政、これは、ちょっと一つ先に飛んじったんだけど、それはおかしいんですよ。誰がどの立場で何を言っているかって、この間、岩佐さんもそう言われた。たしか春山さんもそういうふうに言われた。そこのところは分からないと、みんなが出してきた意見がさっきの、いいですよ、事実異なることをばらまいた署名で10人出したって、もういいですよ。だけど、誰が出しているかの中身をちゃんと見ないと、前田さん、首を振ったけど、自分のことだと思ってくださいよ。自分のまちの自分のことだと思ってくださいよ。自分の住んでいるところで、書いた、その一言が、一生懸命書いたことが、通行人かもしれないし、もしかしたら開発当事者かもしれない人が書いたかもしれないというような、またそういうことと、誰が書こうが関係ないんです、中身だけ読んでくださいというやり方はないので。

私、先を急ぐんですけど、これ、さっき、全部で2,745通と言ったんですよ、総数が。これを見たくないという人は、どうしても見たくないという人は見なくていいですよ。私は絶対に見たいんですよ。なぜならば、とっても大事なことが書いてあるし、そして、数字は分類してほしいんですよ、335名の二番町の住民のうち、賛成の211名のうちの住民は何人で、そうじゃない人は何人で、反対の124名の内訳はどうなっているのか、知りたいんですよ。知らなかったら、判断なんかできないんです。知りたくないという人はいいけれども、知りたいという人にそれを知らせない権利は行政にはないんですよ。サボタージュなんですよ。そういうことはサボタージュしていけないんです。やらなきゃいけないんですよ。そこの扱いについては、数が多いからということはあるかもしれないけれども、そのぐらい重大なことなので、ちゃんと、私、後で一個一個、何だったら聞きますけれども、その中身について、全部つまびらかにしていただきたい。

○林委員長 ここでじゃあ、休憩します。

午後3時15分休憩

午後3時37分再開

○林委員長 委員会を再開いたします。

まず、小枝委員。

○小枝委員 先ほどの発言の中で、あれ、ここは修正なんだから、具体的な名前を言っているの。どういうふうに言ったらいい。

○林委員長 うん、うん。大丈夫です。

○小枝委員 ××という学校名を述べた部分については、これは、何というんですか、削除、削除して……

○林委員長 撤回して訂正だよ。

○小枝委員 撤回して訂正ということをお願いします。

○林委員長 はい。かしこまりました。

では、答弁をお願いします。

○前田景観・都市計画課長 これまでも、担当課長を含め、ご答弁をさせていただいてございますが、17条、この手続等につきまして、都市計画審議会に上げるに当たって、意見書の要旨を取りまとめることといった、意見書の要旨と、を提出することということで、ご準備をさせていただいているところでございます。したがって、具体的に個人のどういった形のところが特定できるような形では、大変恐縮ですが、ご準備ができかねるといったところと、こうした形での要旨でおまとめしているといったところで、ご理解を賜りたいと存じます。

○小枝委員 恐らく、行政のほうは、こちらの席に立ったことがないから分からないんだと思うんですけども、九段南の再開発、この間、都計審で決めてしまいましたけれども、今、こうした事件が起きて、いろんな方が私の部屋に来られるわけですね。そうすると、その中に、あそこにど真ん中に時計屋さんがあるけれどもとか、あの方はこう言っていたわとか、それから、あそこに銀行があるけれども、あそこはどうも違うらしいとか、つまり、どこの方が何を言っているかということ、まず、少なくとも出されてきたものをちゃんと読まない、その全容を知ることが、せつかくこちらに出してきた意思を知ることができないわけですね。そういうままの状態、私はいいとは言えません。そちらはそれを理解しようとしな。もう、この話というのは10回ぐらやっているから、そういう平行線の状態のまま、これは法律論を越えているんですね。決める側の知る権利なんですよ。

法律の、それはもう繰り返しませんけれども、法律の中にこれも書かれている、都市計画法19条の2項で書かれているわけです。これは、都市計画審議会、ないしは、私たちは議決議会とする側として、誰が何を言っているか、どの立場の人が言っているかということは知らないで結論を出せというのは、それは無理な話です。無理な話を言っているということは、自覚していただきたい。そういう制度には、これはなっていないんです。無理です。

であれば、その期間、もし、今から私が情報公開をかけて、二番町、何人ですか、そういう別に出してくださいと言ったとしますね。そうすると、平気で2週間、3週間、そして、もう都市計画審議会が終わっちゃいますよ。それが作戦ですかというふうに思われちゃう。（発言する者あり）毎回、これをやってきています、そういう状況で。目を隠されて、何も見えない状況で、まあ、当て勘で賛成か、反対かやってくれとやられるわけですよ。そういう仕事の仕方を私たちに強要しないでいただきたい。

○前田景観・都市計画課長 重ねてになる部分もあるかもしれませんが、こういった意見書の取扱いにつきまして、改めて、こういった提出を頂いたものを、あらかじめ公開を前提にと、こういった形で頂いているものではないと認識をさせていただきます。こういったご意見があるかというところはもちろん真摯に受け止めて、それをこういった形で要旨としてきちんと取りまとめると。ここは、行政の責務として、必ず丁寧に行わなければならないと認識をさせていただきます。一方で、どこの誰がといった個人のことについて、ここの要旨といった中に整理しなければならないというふうな形で、いろいろご意見いただきます

と、個人情報の観点から、私どもとしてはご準備ができかねるといったところをお話しさせていただいているところでございます。

○小枝委員 そこは答弁になっていない。だって、情報公開をすれば、ちゃんと個人情報をマスクして、分類して出してくるわけですから、現に、私、前回の90メートルのときには、私じゃないけど、見ましたよ、段ボール。（「あれは個人情報がない」と呼ぶ者あり）だから、それはできるのに、今はやりませんよということですよ。

そういう法律の最低限だけやればいいという仕事の仕方はおかしい。（「そうだ」と呼ぶ者あり）そうなると、裁判をやったら、多分、学説が分かれるから、ぎりぎりなんだと思うんだけど、裁判をやったら、勝たないとは限らないぐらいの論点なんです。さっきのマスタープランの逸脱の話と同じなんです。

もう、ちょっと時間がもったいないので、そしたら、意見書のうち、住民は何通だったのかということをお答えしてください。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 前回の委員会でもお伝えをしたとおり、意見書の提出に当たって、提出者に求めているのは、都市計画案の種類、名称、あとは、氏名、住所、電話番号、そして、意見というところになっておりますので、その方が住民かどうかということについての属性の記載は求めておりません。そのため、住民の数が何名かということについて、その内訳を出すことはできないという状況です。

○林委員長 岩田委員。

○岩田委員 じゃあ、個人情報に当たらないように聞きます。この意見書の中で、二番町14の住所で出されたのは、何通ありますか。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 そこについては、住所は一体的に出すことができないというような解釈をしておりますので……

○岩田委員 何で。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 今のだと、特定をするような形で、どこから……

○岩田委員 個人情報にはならないよ。個人情報にならないじゃないか、そんなの。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 ただ、どこから出されたかというのを明示した上で数をお答えするという事なので、それに関して……

○岩田委員 ……の数だけじゃない、そんなの。

○林委員長 どうぞ、答弁を続けてください。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 はい。なので、先ほどお伝えをしたとおり、同一の住所から出された意見書のうち、数が多かった部分については、二番町の中で賛成、反対それぞれ何通だったかというのをお知らせした次第です。

○岩田委員 ちなみに、同一住所というのは、同じマンションだから同一と言っているわけじゃないですよ。枝番の最後の最後、号数まで一緒ということですか。

○林委員長 あそこ、だんだんぐっと個人情報特定になるんですが、番町というところ、何丁目ってないんで、せいぜい二つの5の幾つとかぐらいしか、3-1とか、うち、8-13とかないんでしょうけども、答えれる範囲で、今の時点で。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 そうですね。あくまでマンションであればですけど、部屋番までというところで見ているわけではない数字というふうにご理解いただければと思います。

○岩田委員 それはおかしいわ。

○林委員長 岩田委員。

○岩田委員 あのですね、マンションで枝番まで、号数まで、何号室まで見ていないで、同一住所だから、賛成で65もありましたよ。殊さら、騒ぐのおかしくないですか。反対のほうがね。それで、賛成のほうは、54しか同一のがありませんでした。何で僕が二番町14と言っているかということ、二番町14は日本テレビの住所だからですよ。前の意見書のときみたいに、疑義あり、動員でもしたのかみたいなことがあると困るからですよ。しかも、逮捕者まで出てしまった、そういう自治体ですよ、ここは。怒られているんですよ、あなたたちは。分かっていますか。だったら、今までのようなやり方は、そういう強引なやり方はやめて、今後は丁寧に丁寧に皆様に広くちゃんと公平に公正に分かるように進めてまいりますというのが当たり前じゃないですか。にもかかわらず、何も属性は示しません、このままやります。どれだけ傲慢なんですか、あなたたちは。怒られているんですよ、今。どう考えているんですか、そこ。

○加島まちづくり担当部長 先ほどもちょっとお話がありましたけど、何に怒られているかということを確認していただかないと、（発言する者多数あり）事件に関しては、先ほどの区長も公表しているとおおり、真摯に受け止めなければいけないと。この二番町の要旨に関して、何か怒られていることがあるのか。そこが、ちょっと申し訳ありません、私、よく分かっていないんで。

先ほど、一番最初に、担当課長がご説明したとおおり、事業者さんとしての住所が一つあって、そこからかなりの数が出ているといったようなところは、先ほど申し上げたとおりです。それがマンションから、1棟のマンションからずっとつながっているとか、そういうことではございませんので、我々が考えられるものに関しては、先ほど、一番最初に説明したとおおりということですので、そこはちょっとご理解していただいたほうがいいかなというふうに思います。

○岩田委員 何に怒っているか分からないって、どれだけとぼけるんですか。疑義ありというようなマスコミ報道が前に出たじゃないですか。また同じようなことをやっているんじゃないのか。だったら、ちゃんと皆さんに公正に公平に分かるように、ちゃんと明らかにするべきでしょ。にもかかわらず、そのまま進めてまいりますというその態度に怒っているんですよ。違いますか。

○小枝委員 関連ね。すみません。関連。

○林委員長 関連。

小枝委員。

○小枝委員 答弁に全く誠実性がないんですよ、意見書の通数についてもね。（発言する者あり）二番町で335名だと、賛成が211名で、反対が124名だと言ったんだけど、それだったら、さっき、何だ、岩田さんが言ったような、何とかの二番町の14という特定をしなくても、それじゃあ、住民であるか、そんな住民票があるなんて言っていないですよ。住民の住所であるか、在勤者であるかというのは簡単に分かるわけですよ。そんな、普通に見れば、私、情報公開で見ているから。いや、何でそれで首がこうなるのかが分からない。いや、絶対分かるでしょう。

○岩田委員 会社の住所、分かるでしょうが。

○小枝委員 会社か、住民かというのは簡単に分かりますよ。それも説明しないと言うから、あまりにも不誠実。

つまり、行政が持っている情報というのは、区民の情報なんですよ。区民の情報であるところを区民の代表である議会に、そして、重大な都市計画を審議する都市計画審議会に示してくださいって、これだけ言っても、自分たちが抱えて見せませんと言うから、怪しいって、こうなっちゃうわけですよ。それは、非常に事業者さんにもご迷惑な話で、むしろ、つまびらかにしてくれれば、みんな、あ、そういう状況なのねということになると思いうんですよ。何で秘密、秘密、何か嫌な言い方をすれば、ちょっとおまえらには教えませんと言っているように見えちゃうんですよ。一応、こう見えても、やっぱり住民代表。大事なこういったまちづくりをみんなで進めていかなきゃいけないときに、いい判断していかなきゃいけないときに、それじゃあ、判断できませんよ。分かりますか。在住、在勤の別、そして、その中に地権者がいるか、いないか、それだけは明らかにしてください。それも明らかにしなかったら、もう本当におかしいということになりますよ。

○前田景観・都市計画課長 ちょっと具体的ご答弁の前に、改めてお話をさせていただきます。

私ども先ほど来個人情報というところで、どこの誰がといったところで、先ほどから小枝委員、岩田委員、様々ご意見を頂戴してございます。私どもとしても、こういった状況であるからこそ、情報を丁寧に管理しているというふうに考えてございます。区民の情報だからこそ、丁寧に取り扱いなければならないという認識を持ってございます。なので、今回の要旨といった中で、いかにこういったご意見を頂いた方の情報を守りながら、一方で、お示しするところはお示ししながらといったところに対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○小枝委員 数字に個人情報は含まれない。

○林委員長 続いて、ある。いいですか。（発言する者あり）住民と区分け。

休憩します。

午後3時50分休憩

午後3時51分再開

○林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

担当課長。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 意見書の内訳に関してのご意見いただきましたが、以前、都市計画法の取扱いについて、委員限りでQAのほうを配付させていただきましたが、住民というふうに位置づけたものに関しては、住民票を置いているかどうかということに問わず、生活の本拠がどこかということについて見るべきだというような見解が示されていまして。そのため、住民というところで、この方が住民かどうかということに関しては明確な特定が難しいということを考えております。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 住民票があるかないかなんて聞いていないんですよ。住民というカテゴリーと在勤者というカテゴリーと地権者というカテゴリー、そのぐらいは数字として出せるでしょうということ。何の問題もないじゃない。さらに、議会だってそうですよ。いや、これ、住民の陳情だったら、ちゃんと受けましょうとか、あるいは、在勤者だったらちょっ

と違うとか。でも、そのときに、別に住民票を調べに行くようなことはしないです。そういう意味で、定義がどうこうなんていうこまっさい話ではなくて、住民だろうという、住民として出している人は住民、会社員として出している人は会社員、それで、地権者として出している方は地権者、そういうふうにすれば、全然すっきりするじゃないですか。こんな335名で大論争している場合じゃなくて、すぐもっと次に皆さん質問したいと言っているんで、数えてないのか。見てもないのか。そこは、今日が駄目なら、次回でもちゃんと出していただきたい。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 法16条の手続に関しましては、地権者が対象というふうに位置づけておりますので、こちらでも意見書を受け付けた後、この方が地権者かどうかということに関しては、登記簿を基に確認をしているという実態がございます。対して、17条については、先ほど提出の際に求めている項目についてお伝えをいたしました。在住、在勤、また、在学等の属性については記載をお願いしているところではございません。そのため、各意見書の属性が、この方は住民である、この方は在住の方であるというのは、こちらで、何でしょう、判断しながら分けができるというものではないというふうに考えております。

○小枝委員 いや、おかしいよ。

学生だったら、あのエリアの学生が、私はここの学生ですと言って、もし、二番町の学校の学生ですと言って出したら、あ、これは学生なんだと書かなくて分かるじゃないですか。在勤者だったら、どこ、どこの二番町の会社の社員ですと書いてあるから、分かるじゃないですか。私、90メートルのときに、何度も言いますが、見ているので、結構、具体的に分かるんですよ。だから、見せてくれれば、私でもできるぐらい。だから、見せないと言うは、数えないと言うは、知らせないと言うは、それは、何というか、隠蔽体質というふうに言われちゃうんだよね、

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 どこで誰が分類をするかにせよ、そういった私は勤務をしていますとか、学生としてこう思いますというような記載がないものも、意見書の中には数多く含まれているので、では、それを私だったら分かるのでというふうに、恣意的に分類するのは望ましくないと。あくまで、それもそうですし、やはり数ではないというのはこれまで重ねて申し上げますが、中身として、意見書に何が書かれていたかということについて、本日、要旨をお配りしておりますが、そちらの内容をまずしっかり確認をいただきたいというふうに思っております。

○林委員長 じゃあ、どうしましょうかね。あんまり……

○小枝委員 建設的に言います。

○林委員長 建設的に。

○小枝委員 でしたら、もう自分の持てる力としては情報公開にかけますので、情報公開が終わるまでは、責任を持った判断ができないと思いますので、日程が初めにありきで、粛々と都市計画審議会で賛成か、反対かということはやめてください。それは、みんな思っていると思います。あそこであんなに賛否を取られるのは、みんな嫌なんですよ。おまえは賛成か、おまえは反対か。そうじゃない。議会とか、みんなで話し合っ、成熟したものを都市計画審議会に出してくるというのが、これは当たり前の、全国どこでも当たり前の都市計画審議会。それを何か揺さぶりをかけるようにして、あなたは賛成か、あなた

は反対かと言われて、1票もぎ取りみたいなのをやるのは嫌なんです。私は、情報公開をかけますから、それが出てくるまで、都市計画審議会の審議ということはやめていただきたい。申し入れます。（拍手あり）

○林委員長 別に……

○桜井委員 関連。

○春山副委員長 私も関連。

○林委員長 関連。どちらからにするかな。

桜井さん。桜井委員、大変失礼しました。

○桜井委員 はい。桜井です。

今の小枝委員からの、都市計画審議会に、当委員会からのまとめを都市計画審議会にご報告するに当たって、審議が十分でないという、そういうことですよ。

○小枝委員 判断する資料がない。

○桜井委員 ないから、だから、判断できないんじゃないかということは、十分じゃないという、そういうことだよ。

都市計画審議会と当委員会との関係だとか、そこら辺のところの、執行機関にもちょっと確認をして、私の意見も言わせていただきたいと思います。思っておりますけども。

議論が十分でないというその意見に対して、前回のときにも、委員からは、2月8日の都市計画審議会は十分でないから、先延ばしをすべきではないかという発言がありました。そのときも、事務局、この都市計画審議会の事務局から、審議会自体が区長の諮問機関だということもあって、先送りすることはできませんと、行いますということで案内ももらった。そういうことがありました。私は、この件についての審議については、十分に質疑は尽くされているというふうに思っておりますので、これは予定どおり粛々と行われるべきだという考えを持っています。

今後、当委員会から、もう2月8日に都市計画審議会があります。今は、もう17条の縦覧も終わって、それで、その要旨も今日説明も頂いて、前回のときにも説明を頂いた。いよいよ都市計画審議会の判断をするという、そういう、今、大切なときに来ているわけですよ。そういう中において、今後この委員会の意見を取りまとめ、それで、恐らく都市計画審議会の事務局のほうに、委員会としてはこうでしたよということを取りまとめる場面というのが今後の中で出てくるんだろうと思うんです。で、その中で、今、小枝委員から十分じゃないというご意見があった。私は十分に議論は尽くされているという、そういう、また一方の判断としての意見をここで言わせていただく。

それと、16条、17条を経て、様々な意見がありました。この委員会でも報告を頂いて、それで、委員会の中でも、賛成として早く事業を進めてほしいと。前回の委員会の中で確認をしました。というものがあれば、案に対して反対だという意見もありました。で、これは、こういう、青山先生なんかもおっしゃっていましたが、都市決定、地区計画、この地域のことを決めるときに、賛成もあれば、反対もあっていいんだよ。みんなでこの地域を一緒になって考えていこうよという、そんなようなことを教えていただいたときがございましたけども、そういう意見としては、双方の意見があるんだと、あったんだということ、双方の意見があったんだということ、これは大切なことだと思うんです。

それと、前回の委員会の中で、17条の意見書について説明があって、総じて、賛成が

反対を上回った結果だということも今日も報告を受けました。また、その要旨についても報告を受けたという事実がありました。今、るる3点について、これから恐らく委員長の下で、正副委員長の下で取りまとめていただけるということになるんだと思いますけども、その前に、今、小枝委員からの十分、不十分というような話がありましたので、そのところについては、執行機関に確認をしておきたい、確認を。今まで長い時間をかけて、この二番町地区の地区計画、この計画、再開発についての計画を行ってきたわけですから、このことについての、最後の、そういう都市計画審議会に諮る前の段階として、今、私、るるお話をさせていただいた案件について、事項について、執行機関として、どのように理解をしているのか、お答えください。

○林委員長 どなた。

○榊原昶町地域まちづくり担当課長 今回の計画に関しては、始まりについては、地域の中でどういった課題があるかということが議論をされ、では、その課題解決のためにどういったことが——どういふ方法が考えられるのかということから検討が始まったというふうに認識をしています。広い広場が足りないですとか、地域のバリアフリーが解決ができていないと。そういったものについては、長年、地域の中で望まれてきたというものであるというふうに考えております。今回、そういったものを開発の機を捉えて、課題解決に向けて動けるといふところに関して、長く検討してきた結果、その背景として、どういったことがあったかということについては、昨年3月30日の都市計画審議会、一旦、採決見送りということになりましたが、その後、専門家会議の方々のご意見を踏まえつつ、しっかり検討結果としては、その方針に沿ったものとして整理ができたという考えの下、区としては、都市計画手続を進めてまいりました。そういった意味では、しっかりと議論を重ねながら、ここに至ったというふうに考えております。

○桜井委員 最後のところで、一番大切なところですよ。十分に質疑が行われて、この件についての議論が行われたということと執行機関としては理解をしているということとを最後に述べられました。ここは、とても大切なところなので。

それと、もう一つ、最後に確認をしますけども、重ねてになりますけども、議論をするに当たっては、やっぱり賛成の方もいれば、反対の方もいらしたんだということ、恐らく、今後の中で結果がどうあるにしても、反対または賛成、どちらの結果になっても、尊重しながら、いろいろと計画をつくっていくということは、当然、求められてくるんだろうと思います。現時点では、そういうことで、双方の意見があったんだと。このところはとても大切なところで、変に取りまとめるということじゃなくて、やっぱり双方にあったんだということ、都市計画審議会にはもう送るということとはとても大切なことだと思うんですが、いかがですか。

○加島まちづくり担当部長 今、桜井委員言われたように、賛成の方、反対の方、陳情でもそうです。反対の陳情もちろんありますし、逆に、進めてくれと言っている陳情もこの中にはあるといったのは、事実でございます。

本日お示した17条の意見の要旨に関しましても、やはり賛成、反対、また、当委員会の委員さんの中でもいろいろと考え方があろうなというふうに思っております。当委員会で、今まで二番町のことで議論してきた中で大切だったところというのは、10月13日の委員会から12月1日の委員会にかけて、開かれなかったところを踏まえ、1

6条の手続を行ったよねと、当委員会に報告なしでと。そこは真摯に私も受け止めて、今後ということでご説明させていただいたとおりでございます。その後、12月6日をはじめとして、12月も何回か資料も提出させていただきながら、何回かこの質疑もあり、足りない資料も加えさせていただいて、区としては説明もさせていただいたと。12月18日の都市計画審議会の中でも、お名前はあれですけれども、当委員会の委員の方から学経の方にもご質問があり、その中から回答があったり、また、その件に関しても、25日だったと思うんですけれども、当委員会でもやり取りをさせていただいたといった形ですので、我々としては、丁寧に16条——まあ、12月の委員会が始まった以降、説明させていいただいたつもりでございます。それを踏まえて、17条の手続を行ってきたといったようなところでございます。

小枝委員言われるものに関しては、先ほどから担当課長が申しているように、利害関係だとか、住民だとか、そういったもの、17条に関しては、もう意見という形なので、そのこの区別することは我々はするつもりはないと。それを踏まえまして、先ほどから出ているように、大方の同意だとか、賛同だとか、そういったところの審議を都市計画審議会で結論を出していただく時期になっているといったようなところですので、我々としては、前回ご説明したように、2月8日の都市計画審議会にこの要旨をもってお諮りをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○桜井委員 はい。ありがとうございます。

○林委員長 春山副委員長。

○春山副委員長 関連。

前回の委員会で質疑をさせていただいてご回答いただいた中で、3月30日の都市計画審議会で見送りになった地区計画案に対して、今回、17条、賛成の意見が大幅に増えたという意味では、もちろん反対のご意見の方もまだまだいらっしゃると思うんですけれども、区の提案する都市計画案に対する多くの人の理解が進んだのではないのかというふうに考えています。

その中で、今回のこの17条の意見書の要旨というののももちろん賛成、反対の数ではないと思うんですけれども、とても大事なことは、重要な意見を区としてきちんと把握して、理解して、それを反映していくということがとても一番大事なことだと思います。それは、大多数の大きな声だけでなく、少数意見も含めて、きちんと頂いた意見を、賛成の中からも、反対の中からも把握していくというのが執行機関にとって一番大事なことだと思うんですけれども、そういった意味で、今回の意見書の要旨はここに出されて、私も、全部何回も読んでいますけれども、区として、大事な意見だというふうに認識しているものについて、それは複数あると思うんですけれども、お答えいただけますか。

○加島まちづくり担当部長 賛成、反対のご意見、賛成の方は進めていってほしいというご意見、反対の方は広場そのものが要らないといったところもありますし、広場の運営に関しての反対といったようなご意見もあるのかなといったようなところでございます。また、賛成の方に関しましても、やはり広場の利用だとか、そこら辺はご意見があったと。要するに、音の問題だとか、やはりにぎやかなのを毎回、毎回続けるのはどうだとかというところのご意見もあったかなというふうに思っております。

今回、我々が今進めているのは、都市計画の手続ということなので、あそこの二番町の

地区計画のD-1、D-2地区のところに都市計画の網をかけるという形なので、今後、その網の中で、事業者さんがこういった形の整備をしていくかといったところが大事になってくるかなというふうに思っています。いわゆる、建物の整備もちろんそうだけれども、その後の使い勝手ですね、エリアマネジメントのご意見も、反対の方々からのご意見ございました。今後の使い方だとか、意見を言えるのかとかといったようなところもございましたので、そういったご意見、さらに詳細を進めていく中での発展的なご意見に関しては、事業者さんのほうにもちゃんとしっかりと伝えながら、地域の声を生かしていただくような整備をしていただくことが一番大事かなというふうに考えております。

○春山副委員長 おっしゃられる——ありがとうございます。賛成の意見の中にも、反対の意見の中にも、住環境、住んでいる人たちの環境をきちんと考えてほしいという意見、これは住んでいる区民、住民の方々の率直な意見だと思うので、これをきちんと区として捉えて、反映していくようにしていただきたいと思えます。

その中で、もう一点目、反対のご意見の中に、番町中央通りの一部双方向化に関する事項という項目がありまして、その一部双方向化に反対、この住宅地に対しての車両動線が、車両の流入が増えていくことに対する懸念というご意見が幾つか見られます。この番町中央通りの双方向化は、本当に慎重にすべきだと思います。今後の道路と人、千代田区は人中心のまちづくりというのを標語に掲げていく中、この双方向化することということが、道路行政においての影響しているケースになると思うので、この人優先な考え方にとって、車の通行を抑制していくような事業としてどうあるべきかをきちんと議論していく必要があるのではないかと思います。その点について、どうお考えですか。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 一部双方向化に関しましては、今回の計画に伴って、車両の交通量が増えない、著しく増えない、地域の過度な負担にはならないということは確認されておりますが、それと併せて、住宅地に車の流れが向かわないような配慮ということを考えて末の計画となっております。

今後、この双方向化について検討していくに当たっては、その地域交通のことにに関して、警察との協議であったり、指導を受けながら、かつ、区の考え方として、今後のこの地域の在り方を踏まえて、こういった整備をしていくかということについては検討してまいりたいというふうに考えております。

○前田景観・都市計画課長 すみません。少し全体的なところを補足して、私のほうからご答弁させていただきます。

副委員長おっしゃっていただいたとおり、人中心のまちづくりといったところで、現在、ウォークアブルであるとか、私どもの所管のほうでも駐車場計画ということで、適正配置に駐車場の量と、駐車、交通、そういったところを考えた上での動きについて、研究を深め、取り組んでいるところでございます。こういった個々の取組と併せて、私どもの所管のほうも連携して、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○林委員長 はやお委員。

○はやお委員 まず、私も、やっぱり理系なもんですから、先ほどの意見のところについて、今、法律的にはそこは必要ないと言いながらも、何で必要か、計量的、そして、また、属性を僕は把握する必要があると思っています。それは何かというと、一つは、これだけ問題になっていることが明らかにする必要があるということなんですね。できないな

らできないということ、これ、機関の中で確認していくしかないんですが、それならばということで、まず、執行機関が言っていました、あくまでも意見書は質的な問題だと。先ほども副委員長の質問の中に、結局はどういうところが課題になるのかといったときに、先ほど言った広場相当が必要とか、減らすべきだとか、そんな高さがあったら必要ないという意見が出ていると。この辺の意見に対して、どのように今回の都市計画審議会に執行機関として説明するのか、お答えいただきたい。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 広場のことに関しまして、確かに反対意見ございました。また、賛成意見としても、広い広場が必要だということについては、ご意見を頂いているところです。

専門家会議の中でも、最終的には、2,500平米相当の広場が必要であるという、この点に関しては維持をすべきだというふうにお話を頂きました。（発言する者あり）背景といたしまして、やはり、この番町地域、人口が増えている中で、子育て世代も非常に多いと。対して、このエリア近隣には、街区公園規模の広場が不足をしているということは、背景として、データをもってお示しをしたということもございます。そのため、今の現状、この地区が置かれている現状を踏まえると、やはりこの2,500平米、街区公園規模の広場が必要であるということが計画に反映されている旨を説明したいと、そのように考えております。

○はやお委員 必ず、こういう話になると、言った、言わないなんですよ。何でこういう話になるのかなといつも思うのは、また私は理系だというわけじゃないけど、証明問題をやるんですね、理系のほうは。そのときに、定義、定理は何かということの中から証明をしていく。つまり、よりどころとして、戻るものがなくちゃ駄目なんですよ。で、よりどころは何ですかと確認をしたら、基本計画であると。基本計画とは何ですかといたら、都市マスタープランだとお答えしましたよね。そのことに間違いがあるのか、ないのか、お答えいただきたい。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 これまでご説明したとおり、都市マスタープランについても、基本計画の該当するものというふうに考えます。

○はやお委員 そうなんですよ。でも、私が言ったのは、これ、意見ではないですよ。これは今までの経験値からです。外神田一丁目計画でも、基本構想というのをまとめて、地域のオーソライズを取るんですよ。つまり、今回は、都市マスタープランはそれなりにやっていますよ。だけど、地域の合意を取っていないんですよ。そのことについては、どう思うのか。都市マスタープランでいいと考えている。そのことについて、明快に分かりやすく答弁いただきたい。

○林委員長 休憩。休憩します。

午後4時16分休憩

午後4時18分再開

○林委員長 委員会を再開いたします。

担当課長。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 お時間いただき、失礼いたしました。

ちょっと趣旨と異なっていたら大変申し訳ないんですけども、都市マスとの整合性ということに関しては、これまでどおり、区としては整合しているという考え方下、この

計画の手続を進めているというところでございます。また、広場については、国のほうで示されている基準というのもあり、それに合致するような形で、2,500平米規模の広場、こちらが担保されるような計画をこれまで考えてきたと、そういった経緯がございます。

○林委員長 はやお委員。

○はやお委員 なぜかといったら、ここのところ、地域合意、沿道協議会なりなんなんりのところで、ある程度の整理をされていなければ、必ず戻るところが出てくるんですよ。それで、都市マスを振り回しても無理なんですよ。

悪い、課長が言ったところ、僕は全部読みましたよ。戦略的先導地域という、この都市マスを読みましたよ。どこかなって、番町一帯の地域は何と書いてあるか、すみませんね、ちょっと老眼なもんですから、これ、外します。落ち着いたある住宅として、まち並みを基本とし、長く安心して暮らし続けられる生活支援機能を充実と書いてあるんですよ。それと、あと、もう一つ、地区計画方針というのが、123ページに書いてあるんです。それはあれですよ、課長が言ったから、僕、読んでいますよ。そして、こう書いてある、中高層の複合市街地として、だから、市街地は入っていますよ。でも、空地の創出、敷地や建物の緑化を進め、ゆとりと潤いのある良好な住環境づくりを進めますと書いてあるんですよ。

そして、今ある都市計画図書、僕は何度も読んでいますよ。だけど、もう悪いけど、駄々っ子のように、答弁がかみ合わないんですよ。僕、やだ、やだ、やだと言って、やるんだ、やるんだとしか言っていないで、ここのところを返してくれないんですよ。ここに書いてありますよ。読みますよ。地区計画の目標、建築物の高さの最高限度、用途、形態意匠を制限することで、中高層の落ち着いたまち並みと良好な住環境の維持、保全を図ると書いてあるんですよ。どこに超高層がいいと書いてあるんですかと、私は都市計画審議会で質問したんですよ。そんなことを私にさせないでほしいんですよ。何かといったら、あなた方が責任を持って、都市計画審議会にこれで全てが精査されましたというのを持っていくんですよ。それを、結局は私にそれを質問させて、こともあろうに、座長から怒られましたよ、話を短くしてくださいって。

私は、悪いけど、命がけで質問しています。何かといったら、どっちの味方をするんじゃないんです。中を取って、どうにかしよう。この前も言ったように、日テレさんの700の容積は維持しつつ、悩んで、苦労して、そして、どうやって地域合意をやるかということをしてくれという話をしました。だけど、やはり、これは企画提案だから変えられませんか。それじゃあ、逆に言うと、×××のけんかになっちゃっているんですよ、どこかの地域の街路樹みたいな話で。だから、いつまでたっても平行線なんですよ。どこで折り合いがつくか、これが政治であって、妥協するところはやっていかななくちゃいけないんですよ。

何を言いたいかというのと、私は全て確認に基づいて言っているんですよ。それで、何を言っているかというのと、そういう目標は、私、読めません。国語力がありませんと、そこまで皮肉を言ったんですよ。そうしたら、何を×××がお答えした、これも前回言いましたよ。こう言いました。難しいですよ。目標を変えずに、80メートルが許されるのかについては、今の目標の表現をしっかりと読み込んで、この表現でそういうものが読める

かどうかをきちんとやらないといけないので、今、ここでそれができるかということは、私も判断できませんが、現行の目標のままで読めるという可能性は、私はないことはないと思っています。読んではないけれども、読めるんじゃないんですか。ないとはない。でも、必ずないとは言い切っていないんですよ。

そういう状況の中で、都市計画審議会に出して、我々に議決を迫れるんですか。どうやって私たちは判断するんですかということ、何度も言っているわけですよ。それをどういうふうに考えて、この言葉といたら、ひどい言い方をしたら、学経の先生たちは正確には読んでいないんですよ。しっかりと読み込んで、この表現で、そういうものを読めるかどうかをきちんとやらないといけないのでと言っているんですよ。だったら、やったのかどうかを都市計画審議会で次のときに確認するのが、あなた方の役割なんですよ。それについてはどうか、お答えいただきたい。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 現行の地区計画の目標の表記、都計審の先生の見解についても、今、ご説明を頂きましたが、区としては、今回の計画がこの地区計画の目標に合致するものとして、当然読めるという認識に立っております。（発言する者あり）中層・中高層に関しての解釈については、先ほど都市マスとの関連で、面的に今回であれば60メートルを超えるということがなければ、都市マスとも乖離するものではないというふうにご説明をさせていただきましたが、地区計画の目標の中でも、住宅を中心とした商業業務施設が共存する緑に包まれた良好な市街地を形成するための目標を設定するという記載がございます。今回の計画では、緑について、非常に多く計画内に配置をしつつ、歩道状空地についても幅広く確保することで、地域の方々、この周辺、非常に快適に歩行できるような環境というのが整えられるものになるというふうに認識をしております。駅のバリアフリーの空間についても同様の考え方です。そういった意味で、中層・中高層の解釈というのはご指摘いただいておりますが、区としての見解は、今申し上げたとおりであり、それ以外の文章をしっかりと読んでいただくと、非常に今回の計画と合致するものであると、そのように考えております。（発言する者多数あり）

○はやお委員 それは執行機関の考えでしょう。それは、都市計画審議会は、あくまでも学経の専門性のことについて確認をしたのかということなんですよ。まだ何を言うかということ、ここなんですよ、これだけ目標についても、私も、素人でも、この目標が中高層というふうに限定されているとしか読めないんですよ。だったら、目標を変えるべきなんです。でも、変えてもいいと言っているんですから。でも、そこでこう言っているんですね、もう一度、ここを読みますよ、何度も何度も、同じことだと言っているけども。そのところ、分かってもらいたいから言うんですよ。もう一つ、目標を変更するとすると、これはもう大方の了解で、私が、これ、学経の先生で、この80メートル案を取りまとめた人ですよ、大方の了解で、私が前に言った話ですが、必要なのではないかとすることを勘案して——ごめんなさい、前、私が言った話ですが、必要なのではないかとすることに関して言うと、要は、大方の了解が必要だというのは、私が前に説明したのは、マスタープランにやはり書いてあることからみ出しているというのであれば、大方の了解はどうしても要するというロジックですと書いてある。それで、ですから言いながら、言っていますよ。読みますよ。やっぱり学経の先生って、非常に言葉のあれがうっかり聞いていると変更して取っちゃうんですよ。ですから、目標を変えること自体、むしろ地区計画そのもの

を変えることですから、変えることがマスタープランに反するというか、逸脱するかどうかの問題でして、目標を変える、変えること、すなわち、大方の了解がいきなり必要だという話には必ずしもならない。それは言っています。80メートルがマスタープランをはみ出しているかどうかは、前から、だから、前から大方が必要で、前から言っていますけれども、個人的な見解がいろいろあって、学識のいろんな見解があるわけですよ。あって、はみ出していると思っている人もおられるし、何とか読めると区のほうはおっしゃっているとっているんです。

こういう状態なのに、だから、今、最初のうちは読めるんじゃないかと自分で言っているけど、やっぱり区が言っているんですよというふうに話が変わっちゃっているんですよ、はっきり言って。だから、この状態の中で、我々に議案を要求されて、マル・バツをつけてくれ、それも、都市計画審議会に出すということについて、いかがなものかということを言われているんですよ。このことについては、どう考えるか。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 今、学識経験者のご意見について読み上げていただいた点に関して、前段については、地区計画の目標に関するご意見だったというふうに認識をしております。後段の都市マスとの整合性の部分については、先ほど答弁の中でもございましたが、やはり都市マスとの逸脱するかどうかということに関して、学識経験者の中で意見が分かれている部分というのは、ご指摘の点のとおりかなというふうに考えております。そういった意味で、都市マスに逸脱するのか、整合するのか、また、逸脱を仮にしているのであれば、大方の同意が今のこの意見書の状況からあったとみなせるかどうか、それらに関しては、都市計画審議会の委員の方々に、今回の内容に基づいてご判断を頂くべき箇所というふうに思っております。

○はやお委員 それで、いや、今、いろいろ、私は、何でまた広場のことも必要なのか、必要ではないのか、これは、もう一度、沿道の方、地域の方に確認するべきですよ。それは何かというと、今回の700%の容積率の大きなファクターは、総合設計だったら500%、そうじゃなくて、この再地区でやるときの200%、何にオンしていたかということ、広場相当なんですよ。だったら、この相関する、この床を与えるといったところに、みんなに確認する必要がある。この土地は間違いなく日テレのものなんですよ。けれども、再地区をかけると思ったら、地域の問題になるんですよ。そこのところについて、もう一度、確認をしたらどうかと言ったんだけど、それについては、もう一度、やる気があるのか、ないのか、お答えいただきたい。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 こちらについて、今回の案については、昨年3月30日の都市計画審議会以降の経緯でもご説明したとおり、様々な経緯を経て、この案ならば、区としては、地域課題の解決に向けた解決策になるだろうという考え方から、広場の広さに関しても定めたものになっております。なので、今回については、この2,500平米規模の広場を持ったこのプランこそが最善の案であるという考え方を持っておりますので、この案について、認めていただけるかどうか、そういった判断を頂きたい、そのように考えております。

○はやお委員 これで、私も、またこうやって開発のことをやるから、知識が増えてきてしょうがないんですよ。外神田一丁目の計画でも言われましたよ。1.2倍の建築費になる。そしたら、どうやって圧縮しようか。そしたら、階高を下げます。何で、そんなこと

をやったら大変、でも、天高は抑えられます。つまり、何かといたら、高さを抑える方法がいろいろあるということを知ったわけですよ。じゃあ、そういう努力はするのか、どうなのか、そこを執行機関が確認しないで、誰が確認するんですか。

それで、例えば、2,500平米を2,000平米にして、そこまで計算しましたよ。そしたら、700%キープできることも分かったんですから。そして、また、私は別にやくざみたいなことを言うつもりはありませんよ。四番町に、もう有価証券報告書なんかでも300億も土地を買っているわけですよ。普通に考えて、僕は、ビジネスベースで考えたら、僕が日テレの立場だったら、そこも700%にしてもらいたいですよ。だったら、このところは、半歩譲って、みんなが三方一両損でなく、三方一両得という話もありましたけれども、この中で、みんながウィン・ウィンになるようにしむけることが執行機関の役割じゃないんですかと、何度も言っているんですよ。こうやって地域を分断しているのは、悪いけど、あなた方ですから。（「そうだ」と呼ぶ者あり）もう一度、そのところ、教えてください。

○榎原麴町地域まちづくり担当課長 今回の地区計画については、あくまで建物の最高限度を定めるところで、新しい建物の部分については80メートルというのが、今回の地区計画の案となっております。具体的に、では、80メートル以下というところで、どういった高さになるかということに関しては、都市計画決定をされた後に、設計の中で具体的に協議をしていく部分になってまいります。その段になった段階で、また改めて事業者は地域の方々の声を聞く必要は当然ございますし、その結果を踏まえて、どういった建物の高さになるのかという点に関しては、決まってくるものと考えています。

また、もう一点、四番町に関して、ご指摘を頂いたところでございますが、今回、二番町のこの計画に関しては、地域課題から始まったということをご説明させていただきましたが、長年の議論を踏まえて、地域課題を解決できるのであれば、この計画が認め得るとというのが区の考え方です。そのため、引き続き、四番町のこのエリアで、まだ今回の計画を経て、課題解決として残っているものがあるということであれば、それは、委員、今おっしゃったような700%であったり、緩和という方向も考えられますが、それがなくして、単にこの地域でも700%を認めていいんじゃないかというような考え方は、区としては持ち得ないと、そのように考えております。

○はやお委員 これは何かといたら、政治の世界のことをこの場で言うべきではなかったと思います、四番町の件については。つまり、アローワンスが増えれば引くところができるからということで、そこを考えてくれという、僕は経営的感覚の中で言ったつもりです。ただ、それはできないでしょう。今の答えが答弁でしょう。

でも、最後、確認したいことがあります。それは何かといたら、岸井会長——あんまり名前を言っちゃいけない、座長が言っていたのは、都市計画というのは、決定をして、枠を決めないと進められない。だけれども、ある程度、中身を決めていかないとできないよね。それは、はやおさんたちが言うように、そういう思いになるのは分かります。つまり、横にらみしながら決めていくんですよ。計画の枠が決まってから、さあ、どうするって。それから、下げるものではないんだと。だから、ここでこういうふうに言っているの、僕は読み上げますよ。また、目が悪いんで、すみません。仮に、都市計画の中で、どちらに決めようとも、日テレさんがあそこで——これは岸井会長が——あ、言っちゃいけない

のか、この12月18日に言っています。日テレさんがあそこで何かをしたい、したいという思いは変わっていないので、それを具体化するために、みんなと話し合っ、形にしていかなければならないという事実は、どちらにしても続く。その続くところで、みんなの意見と思いを具体的な形と具体的な使い方で、どのように担保できるのかについて、これは、日テレさんも、ぜひ、引き続き、そういう姿勢を持っていただきたいと思うし、我々も、区も含めて、そういうサポートをきちんとすることが——サポートをきちんとすると言っているんですよ、ことが多分必要なんだろうと。結論はどちらになっても、多分、それがないと、最後、非常に不幸な結果に終わる気がいたしますと言っているんですよ。だから、あなたが——あなたじゃない、機関として、これについて、厳粛に捉えるべきなんですよ。このままやっていったら、大きな不幸をお互い持ちますよと言っているんですよ。

私は、まずは、もし、都市計画審議会のところで議案を出すのは、それは執行機関ですよ。だけど、我々がマル・バツをつけるに際しては、最低でも、これは正副委員長にお願いしたいんですけど、議案の前には、都市計画審議会の学経の先生の、この辺は最低でも見解を、この委員会の場で、参考人招致をして確認したいと思います。私がいつもばかみたいに——ばかと言ったらいけないな、いつも何回も何回も言っているんですよ。それで、いつも会長からも話を短くしてくれと言われながらも、もう本当に命がけで、このところについて止めようとか、進めようとかじゃないんですよ。手続、手順によって、地域が割れることが嫌だと言っているんですよ。そのことをやらなくして、あなた方がいる価値はないんですよ、本当に。だから、私は、その行司役で、誰の味方でやっているんですかといつも言っている。私は、だから、正副委員長に、もし、議決のところ、最低でも参考人招致して、そして、また都市計画審議会のそれである人間を呼んでいただいて、参加していない方もいらっしゃるから、委員長でありながら入っていないんですから。だから、そういうところで正しく評価して、議案の可決すべきものか、否決すべきものかを決めたいと思います。だから、そこは僕はお願いします。

で、こういう状況であるということについて、何かといたら、いろいろなことがあって、異常なんです。こんなに何で早く進めるのかって、異常なんです。私も、企画総務委員長をやっていたんですから。だから、これは、動きについては、私は疑問を投げかけざるを得ない。ここのところ、できるかどうかを含めて、一応、今日は正副委員長にお任せしたいと。

○林委員長 最初に答えますか。

○加島まちづくり担当部長 先ほど、12月18日の会長のお話をご説明していただきました。都市計画の中で、どちらに決めようとも、要するに、マルでもバツでも、どちらになったとしても、日テレさんは、ちゃんと地域のご意見を聞いて、いろいろやってくださいねと言ったのが、これ、趣旨だというふうに思っております。そういった意味では、私どもとしては、早く結論づけるべきであるというふうに思っております。結論づけた後、この都市計画がそのままマルということになれば、先ほど春山副委員長のときにもご答弁したように、エリマネだとか、そういったところをやるというのがこの都市計画の中で担保されますので、引き続き、しっかりと取り組んでいただきたいと。否決ということになれば、総合設計制度の中で、どれだけのものができるかということは、それは事業者さん

のほうにはもちろん指導はしていきますけれども、どこまでできるかといったところに関しては、事業者さんの判断になってくるかなというふうに思っております。

○小枝委員 関連。

○加島まちづくり担当部長 議決と言われたのは、建築条例の議決ということということですかね。

○はやお委員 そうです。

○加島まちづくり担当部長 分かりました。すみません、そこはちょっと私かとやかくお話しすることじゃないかなと思いますので、以上です。

○林委員長 じゃあ、休憩を取りますね。休憩します。

午後4時39分休憩

午後4時50分再開

○林委員長 委員会を再開いたします。

はやお委員。

○はやお委員 まだ先ほどの議案のことについては、これは議長の議事整理ですので、日付について、訂正していただきたいと思います。それと、ちょっと年齢差別のような「××」という言葉については、修正して削除……

○林委員長 ×××が。削除で。

○はやお委員 あ、×××と言ったんだっけ。

○林委員長 ×××か、××か、けんかからで。

○はやお委員 すみません。ちょっとヒートアップして言いましたんで、そのところを修正して削除していただければと。

以上です。

○林委員長 はい。よろしいですかね。

では、まだありますか。

○岩佐委員 すみません、2点だけ。まず、イスラエル大使館について、時期なんだろうと思うんですけど、幾つか言及がありまして、ここに関しては、確かに千代田区内というのは、ちょっとそういういろいろと配慮をしたほうが良いという場所が幾つかあると思うんですね。そういうことに関してこういうご意見を頂いていて、今回計画をつくるに当たって、計画というよりもその先なんでしょうけれども、つくり方として、これは意見として一つどのように考えられているのかということが1点と。

それから、バリアフリーについては随分意見が来たんだなと思います。エスカレーターの有無というのは大きなポイントだと思うんですけども、エレベーターについて、地域貢献をするのは当然だと、企業が地域貢献をするのは当然だというのはかなり多く意見があるものなんだなと。逆を言えば、千代田区にたくさんこの地下鉄が、駅がある中で、地下鉄の駅の乗降口でエスカレーターにつながっているところは、大体皆さん企業貢献として持ち出しでやったださっているものなんですか。企業貢献をするのは当たり前なので、むしろそれを緩和の一つの理由にするのはおかしいというのは、そういうものなのかという、ちょっとそこがあったので、結構そういうほかのビルについて、もしご説明できるケースがあったら教えていただけますか。

○林委員長 イスラエルと、ほかのビル。すぐ出ますか。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 まず、2点ご質問いただいたうち、イスラエル大使館に関連するご質問に関してです。相互通行化の件に関しましては、今の計画に加えて、今回、意見書で、先ほど賛成意見についても反対意見についてもそれぞれ中身を考慮した上でというふうに申し上げましたが、ここでこういったご指摘も頂いておりますので、こういったご意見があるということもしっかり勘案した上で、では、こういった形で実現をするのかということについて考えていきたいというふうに思っております。

もう一点が民間企業の地域貢献ということになりますが、今回のように再地区を用いた制度という場合に、地域貢献として、事業者が何か域外、その地域の外の部分でも何か貢献をするということについては考えられるところでございますが、それが関与しない形ということになると、すみません、正確に、それぞれの開発で何か貢献があるかないかということについては、資料を持ち合わせていないというところ です。

○加島まちづくり担当部長 ちょっと補足で、地下鉄のバリアフリーに関しては、法律がどうかはあれなんですけど、ワンルート必ず設けなきゃいけない。そこに合致したときというのは、多分メトロさんだとかも積極的に自分たちのお金を出してという形なんですけど、そういったものがもう設けられているようなところに関しては、自分たちでほかのところというのはやらなきゃいけないといったようなところなので、そういったところってなかなかお金もかかることですから、やはり多少のインセンティブだとかがないと、なかなか難しい部分があるかなと。今回は再開発等促進区でそこを位置づけますので、そこで実現できるといったようなところになってくるかなと思います。

○岩佐委員 ありがとうございます。ビル内にエレベーターを設置している、エレベーターというか、地下鉄とのバリアフリールートを造っているビルというのはすごくたくさん、大手町ら辺にたくさんあるんですけども、一度造った場合の運用コストというのも、これはその企業がやって、そのエレベーターがある限りずっと負うという理解でよろしいんですか。

○加島まちづくり担当部長 それに関しましても、先ほど申し上げたとおり、ワンルート必ず必要なところに関してはメトロが負担を負うというようなところもありますし、逆にもうそういうものができて、ここをこう造りたいという形になると、管理費はそちらで持ってねといったような状況になっているといったようなところでございます。

○林委員長 はい。

○小枝委員 すみません。関連。

○林委員長 関連。小枝委員。

○小枝委員 簡単です。質疑をずっと聞いていて、すごく誤解をまた幅を広げるようなことが何点あったので、そこは答弁修正をしていただきたいんですけども、80が駄目なら総合設計ということを1回言いました。それは現実的ではないなと。非常に印象操作なんですけれども、これが駄目なら広場もなしみたいなことも、そうではなくて、70でも広場はできる。60でも広場はできる。ピロティ形式にすれば60だってできる。70だってもっとできる。80でもできる。その話というのは、私はもう、はやおさんのやり取りを聞くまでは、そんな詰めて分かっていたわけじゃないんだけど、そのことがはっきりした現段階でそのような答弁をするのは、脅しになっちゃうんですね。それはやっぱりよくない。

選択肢があるんだから、60でも広場はできるし、バリアフリーもできるということをちゃんとやらなくちゃいけないし、駄目でも恐らく、恐らくというか、事業者は60の促進区、70の促進区、できるはずですよ。ということがこの間の質疑であれだけ分かっているのに、また同じところを言うというのは、今日そのまま固めて終わるわけにはいかないなと思ったので、そこはそれこそちゃんと修正していただきたい。脅しの言い方だと思う。事業者に対しても脅しになるし、区民に対しても脅しになる。

その前に気になったのが、賛成の意見と反対の意見で重要な聞くべきものがありましたかと言ったら、反対の意見が、広場は要らないと言ったんですね。それって本当に何人いたんですかという話で、そういう極端な、10のうちの本当両側の両端の1、1みたいなところをつまみ上げて分断をするというやり方もやめてもらいたい。そこはやっぱり丁寧にやっていくということを、ぜひ、もう意見でもいいので、ちゃんと心がけていただきたい。よろしくお願いします。

○林委員長 答えますか。

○小枝委員 間違っていないよね。

○加島まちづくり担当部長 60か80か。60の場合、先ほどの2,500平米の広場を2,000平米といったようなご意見もあったかなと思います。これに関しては再三お話ししているとおり、再開発等促進区を定める地区計画を区として進めていくべきだといったときに、街区公園並みの大きさの広場が必要だと……

○小枝委員 その答弁はいい。

○加島まちづくり担当部長 いったようなことですので、そこは曲げるつもりはございません。それが小さくなるということであれば、再開発等促進区を定める地区計画の適用はしないといったようなのは、もう何回もご説明させていただいているとおりでございます。そういったところでございます。

○小枝委員 そういう区の思い込みで、そんな思い込みをする権限は部長にはないんですよ。和をもって尊しと、もし万一思うならば、やっぱり2,000でも広場、この間も言いましたけれども、神田公園も西神田公園も芳林公園もみんな2,000ですよ。神田の人たちはみんなそこで子育てをちゃんとやっています。そういうふうなことを、2,000じゃ駄目だ、〇〇じゃ駄目だ。そして四番町も含めて、この何ですか、通りを挟んで、通りを止めたりしながら、みんなで楽しい子育てしようよというプランを絶対聞かないという、このかたくなな思いが、部長の目標は、ただ単に2,500じゃなきゃいけないと硬直化させて、高さ制限をこれをきっかけに変えたい。そして、そういうところに野心があるんじゃないか。

○桜井委員 野心。

○小枝委員 その野心って、どこから出てきたのか。

ただ1点、高さにこだわっているのは住民じゃなくて、部長なんじゃないか。私はそういうふうに、もうこここのところは勉強させてもらったので、たどり着いた結論がそうだったんです。何かそうじゃないと見えるような何か情報を頂きたい。そこは、今、嫌な言い方をしますけれども、やっぱり力を持った議員なり、力を持った地域の人との癒着、あるいは事業者とのそういう水面下のやり方、そういうふうなことがそこに関係しているんじゃないかというふうに思われても、今の段階では致し方ないというふうに思います。そこ

のところは、透明性を担保しない限りは不自然過ぎる。不自然なことはやめて、私も賛成、反対とかはもうやりたくないんです。手順・手続を透明にして、みんなで幸せな明日をつくろうと。もう番町を守る会じゃない、番町の未来をつくる会でいいですよ。そういう感じで、みんなで同じテーブルにしないと、いいエリマネができない。その方向を、かたくなな思いを解除してもらいたい。（「そうだ」と呼ぶ者あり）（拍手あり）

○桜井委員 関連。

○林委員長 桜井委員。

○桜井委員 大切なことが抜けているように私は思うんですけどね。

○小枝委員 聞きたいな。

○桜井委員 今の案というのは、去年の3月30日のときに、今までのプランをもう一度考え直さなさいということで、それで新しく、専門家委員会の皆さんが小委員会をつくって、プランをつくりますと。つくってくださいと、出してくださいということ、私も都計審の委員ですけど、お願いしたんです。委ねたんですよ、そのときに。そういう、議事録にちゃんと載っていますけども。

○小枝委員 80以下で……

○桜井委員 それで出てきた案に対して、どうなんですかということは、それは事業者が、日テレの事業者がそれを様々加えて、60メートルのスカイラインのことだとか、いろいろなものをつくって、それで事業者も合意をしたというものが、区の今の事業案になっているんですよ。だからそのところを忘れちゃいけないだよ、そのところは。

○小枝委員 桜井さん……

○桜井委員 それを基に、区としてどうなんですかというようなところで答弁を今までしているということなので、区が何もやっていないかのような言い方をされていて、そういうことじゃないんだよ。

○小枝委員 何もやっていないなんて言っていない。

○桜井委員 そういう、そういうね、そういう都計審の委員の先生方からのそういうようなプランがあって、それに基づいてこうやってきているんだということは、忘れちゃいけないんですよ、そのところは。それは区として譲らな——何だろうな、でもそういうことじゃないんですか。ちょっとお答えください。

○林委員長 ちょっとこちらのほうが、意見発表とか討論の状態に入っちゃっているんですけども。

○桜井委員 そこら辺の事実関係だけちょっと確認してくれる。

○林委員長 うん。事実関係だけちょっと確認して、それで。

どうぞ、まちづくり担当部長。

○加島まちづくり担当部長 まさに、今、桜井委員が言われたとおりでございます。それに関しましても再三ご説明させていただいていますし、昨年12月1日に資料を出して、参考資料1で出させていただいた、日本テレビ沿道まちづくり協議会の状況だとか二番町地区のまちづくりの経緯という形の中で、令和5年7月25日の都市計画審議会で専門家会議の会議としての見解を報告し、それを翌日に日本テレビさんのほうに要請をして今まで来たといったところでございますので、私が恣意的にだとか……

○桜井委員 それはそう。

○加島まちづくり担当部長 誰かからこう言われて何かやっているということは、全くございませんので。

○桜井委員 うん。そういう経緯・経過があるということ。

○加島まちづくり担当部長 はい。

○小枝委員 だから、そこは。

○林委員長 どっちからにしようかな。春山副委員長、いや、小枝委員、どうぞ。先輩なんで。その後。

○小枝委員 私の意見で言われたので、正確性を期する必要があるのは、専門家委員が言われたのは、80を上限、つまり以下なんですよ。60じゃ駄目だと言っていない。70じゃ駄目だと言っていない。そして、変更は駄目ですか、変更できないとそれまで答弁してきたのが、はやお委員の質問で、変更しても大丈夫よということになって、マストということは何もなかったんですよ。つまり2,500じゃなきゃいけないと言っているのは区だけで、それで700じゃなきゃいけないと言っているのも区だけで、それで80じゃなきゃいけないと言っているのも区だけだったんですよ。つまりそこだけ解除してくれば、広場が欲しいね、バリアフリーが欲しいねと言っているみんなの思い、そして高さも壊さない、住環境も守ってねと言っているみんなの思いが8割一緒になるのに、それをさせなかったのは、阻んだのは区だなというふうに私は言ったので、専門家委員のプロセスは知っています。知っていますけど、それは「ねばならない」と言ったのではないということは申し上げておかないと、正確性がなくなるので、言っておきます。（拍手）

○林委員長 何か、併せて関連で行く。

○春山副委員長 関連。

○林委員長 関連で。春山副委員長。

○春山副委員長 すみません。先ほどの岩佐委員の質疑に併せてちょっと確認、もう一度確認させていただきたいんですけども、今回の意見書の要旨の中、賛成の意見の方もそうですが、反対の意見の方も、それぞれの広さが違うにしても、広場は必要、子どもたちが行けるこのような今の番町の森がなくなることは、反対の意見の方の中にも、困るというような意見も見られました。同様に、バリアフリーは事業者が自らこの地区計画がなくてもやってほしいというような意見も見られるんですけども、確認なんですけど、このような再開発等地区計画で地区施設の要件を定めないときに、区として、広場やバリアフリー化というのを事業者に求めていけるものなんでしょうか。もしくは、こういった反対の方々の意見の中にもあるような要望というのに応えることができるんでしょうか。が1点目。お答えください。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 今回で言えば、事業者に土地所有者のとしての立場を維持してもらって、管理を行う責任を持ちながら地区計画に位置づけるとなると、かなり公共的な性質を強く帯びた形のスペースを提供してもらおうというのが、この計画の肝かなというふうに思っています。

この再地区を用いるということに関しては、それらのスペースについてしっかりと整備をしてもらう。その後もしっかり管理をしてもらうということが担保されるというのが大きな特徴になるわけですけども、仮に今回それを用いないということになった場合、区としては当然、こういったご意見があるということをお事業者にお伝えするのは、その

とおりがなというふうに思うんですけども、ただ、事業者としてそれに対してどう対応するかということについては、約束されたものがないということになるかと思えます。

そういった意味で、こういった形であれ、先ほど岸井会長のコメントもご紹介いただきましたが、区としてはどちらにしても関与していくということは、当然そのとおりかと思えますが、担保がある、約束されるかどうかと、将来にわたって確実性が持たせられるかどうか、その辺りは大きく違う点であると、そのように考えます。

○春山副委員長 次、2点目なんですけれども、この再開発等地区計画で定められる地区施設というのは、総合設計制度の公開空地と違って、こういう施設として定めていく。長い間できるというものになると思うんですが、これからつくる、区のほうが2,500平米が必要だと、街区相当公園が必要という、地域課題の解決となるからこの2,500平米が必要。先ほど、はやお委員も2,500平米の根拠は何だというようなご質疑もあったと思うんですけども、区として、この2,500平米が必要な理由、どういう地域課題を解決できるのか。そして、今、区のほうではこれから、生物多様性プランであるとか、グリーンインフラであるとか、地球温暖化対策とか、いろいろな様々な分野別計画を今策定して計画に入っている中、区としてこの2,500平米をどう捉えて、どういう地域課題を解決していく空間として考えているのか、お答えいただきたいです。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 まず、2,500平米規模の広場がこの地域に必要であるというところの理由については、まずこの地域が置かれた状況として、この近辺にこの街区公園規模に該当するような広場のスペースというものが非常に不足している状況にあるということがございます。その不足をしていることに対して、地域として課題認識があるというところでございますが、例えば子どもが遊ぶスペースが非常にない、大きな広い場所で子どもたちが自由に遊べるような環境というのが、ここの地域には圧倒的に不足しているということをお考えた際に、この2,500平米規模の広場があったことでそれを改善することができるというのは、大きく要素としてあるというふうに思っています。

また、イベントの規模、内容等については、様々なご意見があるというのは承知しておりますが、これまでも番町の森では各種のイベントが開催されておりまして、その中は、あくまでも地域の方を対象として今後もイベントに関しては開催をするという方針については、事業所に確認をしているところでございます。そういったイベント、非常に地域の方から受け入れられているものも多くあるというふうに考えておりまして、そういったものも引き続き実施をしていくためには、番町の森と番町の庭を合わせたスペース、大体今2,500平米というところもありますので、そういったものをしっかり今後もできる体制を整えていくためには、この2,500平米規模が必要であるというふうに考えております。

○印出井環境まちづくり部長 春山副委員長の後段のご質問なんですけれども、我々としては、やっぱり広場を整備して、竣工がゴールではないというふうに考えています。竣工後、ご指摘がありましたヒートアイランド、生物多様性、グリーンインフラ、これはその後のエリアマネジメントが非常に重要になってきます。総合設計で担保される空地では、なかなかエリアマネジメントとセットということは難しいところがありますので、今回の肝の一つには、竣工後の広場の高質な維持管理、活用ということの中で、エリアマネジメントが非常にキーワードになってきて、それも都市計画の中で示せるということがありま

すので、そこは副委員長ご指摘のとおり、重要なポイントだと認識しています。

○林委員長 はやお委員。

○はやお委員 だから、私が何度も言っているのが、2,500の広場相当というのは標準なんですよね。それで、じゃあそれだったら、2,000平米だって、やはり千代田区のこれだけの高価な高いというところであれば、歩み寄るといえる必要なんじゃないのかということを行っているわけ。それで、じゃあ2,000平米だったら、この法律上の広場としてあたらぬ。だから、それだったら、地域課題が2,000平米だったらできない理由を説明してください。

○加島まちづくり担当部長 これも12月1日の資料を出ささせていただきました。環境まちづくり部資料8-1、その裏面を見ていただきますと、二番町の地区計画の目標と本計画についてということで、特に今の地区計画の中においても、空地と緑豊かな空間の創出を誘導することにより、ゆとりと潤いのある住環境を形成する。これは今の地区計画の目標です。そういった目標を達成するために、敷地外周の道路及び隣地境界に沿って歩道状空地及び地区内通路を整備する。それに加えて、地域の交流拠点、防災拠点となる広場は2,500平米、うち500平米は緑地広場ということで、2,500平米、ただだっ広い広場というよりも、やはりこの緑豊かな空間の創出、こういったものをこの番町地区では、二番町では目指したいという地区計画の目標が前からあるわけですから、それを具現化するために、このぐらいの大きさは我々は必要だと。なおかつ専門家の会議の中でも、そういった街区公園並みの広場が必要だよなといったことですので、我々もそれを踏襲しているといったようなところでございます。

○はやお委員 もう言いませんけれども、ここはもう、だから逆に言うと、専門家の意見を聞きたいんですよ。そういうところについて、2,500平米。だってやっぱり経済的に厳しければ、みんなそのところの中で、洋服に合わせて体もやると。大きかったり小さかったりするの、それはしょうがないことなんです。2,500平米をやることによって、こんなにすばらしい。じゃあ2,000平米になったら緑のそれができないんですかと説明したときに、何か科学的根拠がありますかという話になっちゃうから、今日はもうここではやりませんよ。もう委員長が嫌な顔しているからさ、もうこれ、怒られるといたら……。そのところで何をやるかといったら、やはり専門家の知見を頂いて、それも、できるという人たちの意見も僕は欲しいと思っています。例えばこのところについては、60メートルでも、2,500平米を使ってもと、ある人から聞いていますから。有名な先生が、60メートルでできるという先生もいらっしゃるから。そういうところを含めて、どういうふうにするのかという、もう少し広い視野の中で我々としても判断していかなくちゃいけないと思うので、ただ、都市計画審議会の学経の先生だけでなく、そしてまたそれをやっていく必要等があるんですけど、いかがでしょうか。

○林委員長 さっき参考人の、ありましたので。

○はやお委員 そうだ。やると……

○林委員長 別にちょっと我慢しているだけなので。

○はやお委員 分かりました。

○林委員長 そのほかに。

じゃあ、最後ね。岩田委員。

○岩田委員 すみません。5分で終わらせますので。

○林委員長 終わりそう。

○岩田委員 すごい前の僕の質問の関連から何かこっちまで来ちゃったんですけど、先ほど部長の答弁で、都市計画審議会の会長職務代理の方が、「私個人の考え方としては」というふうに発言された。確かにあります、そういうふうに。しかしそれは、私個人の考え方としては、マスタープランの策定の経緯もあり、やはりこれはかなりはみ出している。つまり、かなりはみ出しているというのが、この方の個人の考え方であって、さらにまた別のところで、これは「個人の」とは言っていませんよ。その地域課題解決のためにマスタープランの表現からの一定の逸脱がどのような条件の下に許容されるのか。少なくとも地域課題の解決が確実に見込まれ、かつ地域の大方の賛同が得られる場合には、マスタープラン表現からの一定の逸脱も許容されることについては、委員の一致を見ましたと言っています。一応これは確認しました。

そして、これの、今日のメインの意見書の話なんですけど、数ではなく中身だと言っているんだしたら、それを属性を明らかにしてみるべきですよ。それはもう最初も言いましたよ。かつて疑義票があるのじゃないかと言われたんだから、そこは明らかにするべきです。本当かどうかは分かりませんが、数ではないと言いながら、うそや誘導の意見書を、これをもって何の意味があるのかなという話ですよ。それを真に受けて、許可して建てちゃいました。そしたら、日本テレビさんだって気の毒ですよ、みんなに言われるんだから。今日だって心配して傍聴に来られている日テレの方もいらっしゃるみたいですが、日テレさんだって気の毒ですよ、みんなにそんなことを言われて、陰口をたたかれて。

じゃあ、これが、この数年後、この意見書が、実はあれは動員だったんですよ、住民の総意じゃなかったんですよというのがもし明らかになったとき、どうするんですか。建っちゃいました、ごめんなさい。で終わりですか。×××の方たち、申し訳ないけども、悪いのは責任を取らないことなんですよ。自腹も切らない。責任も取らない。ごめんなさい。それだけなんですよ、正直。どうするつもりなんですか、これ。だったら、もう今から、そのね、意見書はちゃんと、どこの誰がこういう意見を言ったのか。これは、何だ、動員みたいなようなことはしていませんよ。ほら、こんなに明らかになりましたよ。というのをちゃんと言うべきですよ。そこをもう一回答弁してください。

○林委員長 ちょっと一旦休憩して。

午後5時18分休憩

午後5時19分再開

○林委員長 委員会を再開いたします。

岩田委員。

○岩田委員 今のところを修正します。「責任を取らない」のところは修正します。

○林委員長 ×××に関しての。

○岩田委員 あ、×××の方は自腹を切らない、何だ、自腹を切らない……

○林委員長 ×××の部分のカットでよろしいんじゃないんですか。

○岩田委員 ×××の部分。はい。じゃあそこはカットで。

○林委員長 ちょっと後で調整します。

○岩田委員 はい。ただ、これ、建物が建っちゃった後、皆さんはいないですからね、そこに。残された住民のことも考えていただきたい。だったらそれをちゃんと、この意見書も明らかにするべきです。

さっき僕、二番町14の意見書を、どれぐらいいるのかと言ったら、個人が特定されるみたいなことを言いましたけども、個人情報保護法によると、氏名、性別、生年月日、住所、顔写真などにより、特定の個人を識別できるものとなっていますけど、住所、二番町の14だけで、どこの誰か、山田さんなのか、田中さんなのか、加藤さんなのか、分かりませんよね。だったら出せるじゃないですか、何人というぐらいは。そこは何で出せないですか。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 まず属性の考え方ですが、これも繰り返しになりますが、あくまで都市計画審議会に対して提出するのは意見書の要旨であるということは、都市計画法も定められている文言に基づいた区の適正な対応だと思っておりますので、今回、資料としてもお示しをしておりますが、こちらの要旨の形に沿って、こういったご意見があるのかということについての説明をさせていただきたいというふうに考えております。

もう一点、何だっけ。えーと……

○岩田委員 じゃあ、最後、指摘だけ。

○林委員長 指摘。次回じゃなくて、今。

岩田委員。

○岩田委員 ふだんだったらそういうふうに強引に行ってもいいんでしょうけども、今はそういう時期じゃないですよ。何度も言いますが、逮捕者まで出ちゃったりとか、疑義票ありなんじゃないかとかマスコミに書かれているようなときなんだから、ここはちゃんと、もうちょっと皆さんに、こんなにちゃんと正しくやっていますよというのを見せるべきだと思います。一応指摘しておきます。

○林委員長 はい。最後にご指摘いただきました。

休憩中も含めて、日程調整、次回のもやらせていただきましたので、本21件の陳情の取扱い、こちらは継続で。新たに來てしまうようなので、こちらにどんどんどんどんたくさん。では、継続の取扱いにさせていただきます。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、二番町の地区のまちづくりの陳情審査を終了いたします。

以上で、日程1、陳情審査を終了いたします。

ちょっとだけ、すみません、休憩をさせていただきます。

午後5時22分休憩

午後5時28分再開

○林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

欠席届が出ております。環境まちづくり部長、出張公務のため。一応念のために、もうすぐです。道路公園課長、出張公務のため。基盤整備計画担当課長、出張公務のため。千代田清掃事務所長、公務のため。

ちょっと時間を延長していますので、報告事項の順番なんですけど、ちょっとお諮りさせていただきます。まず、(7)番の柳清掃事務所長のをやりまして、その後、神田警察通

りⅡ期工事、ここを先に進めさせていただいてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。それでは、2、報告事項の（7）燃料電池ごみ収集車と現行清掃車（小型プレス車）の燃費についての報告をお願いいたします。

○柳千代田清掃事務所長 それでは、燃料電池ごみ収集車と現行清掃車（小型プレス車）の燃費につきまして、環境まちづくり部資料7に基づきましてご説明をいたします。

本件は昨年12月6日の当委員会に、燃料電池ごみ収集車の試験的利用についてご報告させていただきました際に、燃費に関する資料要求がございましたので、燃料電池ごみ収集車と現行清掃車の燃費につきまして、比較できるように資料をご用意させていただいたものでございます。

資料にございますとおり、燃料電池ごみ収集車の1キロメートル走行費用は、水素代が1キロ1,210円として計算した場合、74.7円。現行清掃車の1キロメートル走行費用は、軽油1リッターが155円として計算した場合は、37.8円ということになります。

ご説明は以上でございます。

○林委員長 はい。よろしいですかね。前回ちょっと比較をとっているので、報告事項にさせていただきました。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。では、清掃事務所長、お疲れさまでした。

では、引き続きまして、報告事項の4番目、神田警察通りⅡ期工事についてです。こちらは第1回定例会の提出予定案件になっているのかな。（発言する者あり）はい。報告をお願いいたします。

○須貝基盤整備計画担当課長 神田警察通りⅡ期工事についてご報告いたします。

○林委員長 資料4ですね。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。環境まちづくり部資料4-1をご覧ください。項番1、工事概要ですが（発言する者あり）はい。まずこの案件につきましては、今度の第1回定例会におきまして、補正予算と契約変更のご審議を頂く予定となっておりますので、その情報提供でございます。

それでは説明させていただきます。項番1、工事概要ですが、件名、箇所は記載のとおりで、当初工期は令和3年10月15日から令和5年2月24日まで、請負業者は大林道路株式会社、契約金額は3億7,800万円余でございます。

項番2、これまでの契約変更ですが、令和4年12月8日に第1回の契約変更を行いました。工期の終わりを令和5年3月31日といたしました。変更の理由は、協議会等での意見交換の期間を設けたことによる工事の一時中止のため。工事の一時中止解除後の度重なる妨害による工事の中断のため。予算繰越しの議決前のため令和4年度内での工期延伸でございます。続いて、令和5年2月21日に第2回の契約変更を行いました。工期の終わりを令和6年3月31日といたしました。変更理由は1回目と同じで、予算繰越しの議決後に次年度までの工期延伸をいたしました。

そして、今回、第3回の契約変更となります。工期の終わりを令和7年3月31日といたします。変更理由は、度重なる工事妨害による工事の中断のためでございます。工事費

は約5,300万円の増額を予定しております。増額理由は、工事一時中止及びその後の度重なる工事妨害に伴う現場管理費等の令和5年11月末までの増によるものでございます。

続いて、資料4-2をご覧ください。このⅡ期工事の経過一覧でございます。12月14日の当委員会でのご報告の際に、もう少し詳細をとのご指摘を頂きましたので、令和4年4月25日からこれまでの工事実施状況と、それぞれ区の従事者、工種、実施時間、予定と実施等、記載してございます。併せて工事に関係する保安業務や法的支援業務などの意思形成過程と手続について、時系列でお示ししております。

資料4-3をご覧ください。街路樹の状況図ですが、赤が伐採済みの7本、青が伐採予定の23本、黄色が移植予定の2本で示しております。

私からの報告は以上でございます。

○大木神田地域まちづくり担当課長 併せまして環境まちづくり資料4-4に基づきまして、第21回の神田警察通り沿道整備推進協議会の開催状況について、私のほうからご報告させていただきます。

まず、開催日につきましては、資料記載のとおり、令和5年12月19日、場所は千代田区役所で開催いたしました。

議題につきまして、まず一つ目、神田警察通り周辺まちづくり方針につきまして、案をお示し、これについて区として決定していく旨をご説明し、内容に係る意見ということではなく、原案どおり了承されております。次に、②神田警察通りの道路整備について、現状について時系列でご報告いたしまして、委員会のご意見といたしましては、早期に整備を求める声が多くございました。③その他でございますが、今後の協議会の体制につきまして、様々な意見を取り入れていくため、メンバーの見直しを検討しているということについてもご報告申し上げました。

協議会の開催状況につきましては以上でございます。

○林委員長 はい。説明が終わりました。この案件につきましては、第1回定例会の提出予定案件でございます。基本的な質疑並びに審査に当たって必要な資料の要求等がありましたら、どうぞ。

○岩田委員 この中に、また今後、1人1日8万円の警備員とかも入っているんですかね。

○須貝基盤整備計画担当課長 今回の工事の契約とは別契約でございますので、入ってございません。

○岩田委員 入っていない。

○林委員長 岩田委員、先ほど言いましたように、こちらは補正予算と契約議案になりますので、事前審査にならないような形で、その際に必要な資料等々があれば、あるいは基本的な。いいですか。はい。

春山副委員長。

○春山副委員長 すみません。基本的なところで、必要なら資料等々をご準備いただければなと思うんですけども、この神田警察通りの沿道整備推進協議会が最初に開催されたときのこの方針というのが、自転車道整備というよりは、歩行空間の整備というのが大きなテーマだったというふうに資料からは読み取れるんですけども、この自転車道の整備について、警察通り周辺まちづくり方針の中にぽつぽつと自転車道の整備というのが、

まあ、書かれているところと書かれていない道路とあるんですけども、この自転車道の整備について、区としてどこを自転車道として整備していく方針として考えているのかというのを伺いたいのと、この整備が、方針が始まってから、ちょっとごめんなさい、論点が合っているか分からないです、整備の方針が始まってから社会環境もすごく変化している中で、現状どういった道路が本当に必要なのかというのは、区の中で議論、皆さんの中でされてきているのか、その変更点も含めて、調査のし直しも含めて、というのをされてきているのか、お答えいただけますか。

○林委員長 2点の資料の確認です。1点目が、だから、区内全域での自動車道のどんな将来図というのと。

○春山副委員長 自転車道。

○林委員長 もう一つが、ニーズ調査じゃないんだな、何か……

○春山副委員長 そうですね。ごめんなさい。パーソントリップ調査的なものが実施されていると思うんですけども、この最初に協議されてから、やっぱりこの社会環境であるとか都市整備の考え方ってすごく変化していく中で、それをどういうふうにアップデートされているのか、どういう調査が行われているのか。現状、コロナを経てから、いろんなワークスタイルも生活環境の変化も、人の行動パターンも多少の変容はしていると思うんですね。そういったところをどのように反映していくのか。数値を取っているのかということも含めてお答えいただきたい。この計画がされてから、現状まだ実施されていない空間もある中で、時間軸がたってしまったことで、前の計画を進めていくという方針ではあると思うんですけども、それが本当に今の社会環境に、これからの社会環境に合っているのかというのをきちんと把握されているのかという意味で、資料をご準備いただきたいと思います。

○印出井環境まちづくり部長 少し道路整備の課題と、それからまちづくりの課題と両面あるのかなということで、私のほうから少しご答弁申し上げます。

前段の自転車ネットワークの在り方、自転車ネットワークについては、区だけではなくて東京都や国もありますので、そういった中で、現時点で我々のほうでは、自転車走行のガイドラインの中で、要は詳細なネットワークというよりか、考え方とか概要を示していますので、その辺についてお示しをしていきたいと思います。これについては、ちょっとどういう、補正予算なのか、補正予算成立後の急施案件で——言っているんですかね。補正予算……

○林委員長 補正のでいいんじゃないですか。

○印出井環境まちづくり部長 補正予算成立後の契約変更もありますので、その辺、どのタイミングでというのは、正副委員長のご指示に従って対応していきたいというふうに思っています。

後段については、実はこのまちづくり方針を検討する前段、協議会が発足するたしか前だったと思うんですけども、やっぱりその当時から、平成20年代の頃から、やっぱりこれからの道路づくり、まちづくりの中で、歩行空間や自転車走行空間は非常に重要だと。そういった取組ができるやっぱり区道というのは、一定の幅員がある道路であろうという中で、自転車走行レーンを仮に造った社会実験なども神田警察通りで取り組んできたところがございます。それから、まちづくりの検討の中で、本来は5メートルとか6メートル

ぐらいの歩行幅員を造っていきたいというような議論もあっておりますので、その方向感というのは、ある意味時代を先取っていたのかなというふうに思っております。

ただ、その後の諸事情の中で、駐車帯の設置ですとか様々な諸条件の変化がありましたので、現状、まちづくりの方針として、どのような道にしていくのか。その際の、街路樹にしていくのかというのをオーソライズしてきた経緯がありますので、その辺の経緯をまとめた資料をお出しするとともに、そういう意味で言うと、データという形では取っていないんですけども、この間、それ以外のパークレット的な実証実験とかがありますので、その辺のところでは何か説明ができるような資料をご用意できればということで、検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○林委員長 はい。

そのほか。

○小枝委員 今よく聞き取れなかった。社会環境の変化の中で、自動車、自転車道か、の利用者数やいろんな変更があるということに関して、その様子を何らか示してくれる。現状を示すという、そういう答弁でしたかね。そうだった。

○林委員長 うん。資料の要求なんで。

○印出井環境まちづくり部長 すみません。現時点では、先ほどお示しした自転車道については、ネットワークがどのような環境になっているのか。それからこの神田警察通りについて、何かパーソントリップ、自転車走行データというのを詳細に持ち合わせているわけではないので、これまでの社会実験の経緯・経過みたいなことについての資料をお出しできるかなということで、調整させていただければというご答弁を申し上げました。

○林委員長 ありますか。

○小枝委員 まず資料。

○林委員長 資料を確認してから、お金の話ですので、予算のところでかなと。あんまりやり過ぎちゃうと、事前審査に。

○小枝委員 別件で。

○林委員長 別件で。資料要求。小枝委員。

○小枝委員 1点目は、仮処分。仮処分、私もされたんですけど、この意思形成過程がどういうふうになっていて、特に決裁文書がどんなものか。それは資料として出していただきたい。それともう一点が、先ほど岩田さんが言われた8万円の警備員の意思形成過程と決裁文書、これは出していただきたい。

○林委員長 ごめんなさい、お話し中で。一応、正副で時系列でまとめた、何月何日の事案のものなんですか。出せるか出せないかは別として、一応令和4年度から5年度にかけて、何月何日と、時系列で、飛ばないように、苦労して作っていますけど。

○小枝委員 ああ。ちょっと今初めて見ているので。分かりました。

○林委員長 はい。どうぞ。

○小枝委員 1点目の、裏面の20番、No.20となっているところ、令和5年10月13日、契約締結、法的支援業務の委任契約、着手金310万円。

○林委員長 うん。ここと。

○小枝委員 うん。そこですね。

○林委員長 うん。もう一つが。ここで。

○小枝委員 でも、これって、報酬金240万。これで550万か。うん、このところですね。それと、コメントになかった。それと、表のページで、11番の1月24日と14番の4月4日、保安業務の。この3点ですね。

○林委員長 一応、どうぞ。

○印出井環境まちづくり部長 どういった資料が出せるか、調整させていただきたいと思います。

○林委員長 よろしいですか。補正予算なんでも、くだいんですけれども、提出予定案件。資料、まだありますか。

○小枝委員 訂正の……

○林委員長 訂正。

○小枝委員 資料ナンバー4-1なんですけれども、そこに、これまでの契約変更というところに、変更理由に、繰り返し妨害という言葉があります。工事妨害という言葉ですね。これは、木村さんとか大串さんがいたときには、この妨害という言葉を使わせなかった。それで、この、区民は工事妨害をしているということではない。木を大切にしてほしいと。全ての国民に認められた表現行動をしている。そういうことなんです。それを、納税し住民である区民を妨害者呼ばわりするということは、人権問題として大変問題だということで、木村さん、大串さんがいるときにはこういう表現は認めなかった。それを、どんどん行政のほうが強くなって、これは住民いじめであるということで、この表現は認められない。

○印出井環境まちづくり部長 あらゆるこの現場での行為を妨害行為と言っているのではなくて、今回この契約変更に至った、我々が設定した工事施工区域内、一定の警察等の協議も踏まえて設定した工事施工区域内に、我々が制止をしたにもかかわらずその中に入って、具体的に工事を妨げたということについての表現です。そうではないと、工事が遅れた理由にはなりませんので、その他の表現行為、抗議行為も含めて妨害という趣旨ではございませんので、その辺りはご理解いただきたいというふうに思います。

○小枝委員 ここは住民の一人一人の町を思う心を大切にしようと思うならば、ここは、近隣住民のご理解を頂けずということで、中断ということになると思うんですね。通常だったら、ここは設計変更や、そうした中断をしていくということをおこなってきまして、そこは表現としては認められないということをおこなって、再三、元議員の皆様からも言われていますし、私もそういうふうに思いますので、これはもう、こういう表現は、住民主権の地域を愛する人たちを大切にすまちでは、こういう表現は使わない。それはご指摘をしておきます。

○林委員長 いいですかね。補正予算のときにいろいろ様々な議論はあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。では、次に、2番に戻りまして、中高層条例の手引類の改善について、報告をお願いいたします。

○印出井環境まちづくり総務課長 それでは、中高層条例の手引類の改善についてという

ことで、項番1にございますように、昨年9月5日の当委員会で、陳情審査の中でご指摘を受けたことを踏まえて、建築紛争に関する中高層条例と、仮称を短くして読んでおりますけれども、資料2-1の米印にありますように、中高層建築物の建築に関わる紛争予防と調整に関する条例についての、いわゆる運用のガイドライン、マニュアル、手引きを見直しましたよということについて、ご報告を申し上げます。

項番2にございますけれども、まず建築主側ですね、建築主側に、しっかりとこの制度を近隣住民等に分かりやすく運用していただく上で、建築側に向けての手引きの改善をさせていただいたところでございます。資料2-2にございますが、(1)については、まず分かりやすい説明資料をとということで、四角の中、囲いの中の3行目ですか、「専門用語を用いることなく」というような形で説明をすると、資料を作成するということを記載してございます。それから、(2)にございますけれども、今回見直す予定の手引きの6ページから抜粋をさせていただきましたけれども、資料への記載必須事項を明確化することで、この下の表に書いてあるようなことについて具体的にお示しをし、下線を付してあるものについては必須だというような形でお示しをしたところでございます。

それから、資料2-3にございますけれども——すみません。失礼しました。2-2の裏面にございますけれども、建築主、設計者、それぞれが行うべきことを明確化したところでございます。特に建築主に対しては、一つ、その建築計画の主たる関係者ということで、建築主も一定の責任を持ってと。全て設計者や施工者に任せないというような趣旨も含めて書かせていただいたものでございます。(4)につきましても、近隣住民から要望を受けた場合についての誠意をもった対応について明確化をしているところでございます。

次に、資料2-3にございますけれども、やはりこの紛争予防調整の仕組みというのが、近隣で建築計画があったときに、近隣の皆さんがこの制度を知らないとか十分理解できていないということがございましたので、これは陳情審査にもありましたが、文京区の例を参考にしながら、この制度をどういうふうに活用したらいいかということをもとめさせていただいたところでございます。

併せて資料2-3の裏面にございますけれども、この条例の趣旨ですとか対象となる範囲につきましてもお示しをし、さらにQ&Aという形で、よくある質問という形でまとめまして、これらについては必要に応じて配布なり、ウェブサイトでの公開をしていきたいというふうに考えてございます。もちろん建築紛争に関しては、この2枚目の3ページにありますように、環境まちづくり総務課が所管課になりますけれども、それ以外の、その裏面ですね、それ以外の相談先についてもご案内をさせていただくというようなところで、改善を図ったところでございます。

ご報告は以上でございますが、継続して、この仕組みの改善については、今後も何かあれば、機会を見てご報告してまいりたいというふうに思います。

ご報告は以上でございます。

○林委員長 はい。何か。

○小枝委員 これはおっしゃるとおり陳情審査のやり取りの中でまとめをしていくということになったものなんですけど、今日突然ここに、私、頂いておりまして、非常に千代田区の住民にとっては、神田は商業地域ということもありますけれども、何か建てることに

対して何か伝えていこうと思ったときに、非常に無権利状態だと。説明会を求めるにしても非常にハードルが高いし、気がついたときには終わってしまうというようなことで、物を言っていくことによって、よりこのまちは住民が非常に強いまちだということで、業者のほうも、ここは非常に厳しいまちだから、ちゃんと礼を尽くしていこうというふうになったりするんですけども、非常に下がってきているというか、どんどんどんどん業者の質が下がってきているということで、苦しめられているということがありますので、できれば、これ、ちょっとすみませんけれども、次のときに、これの元になっている黄色い冊子だかピンクの冊子みたいなのがありますよね。早期周知条例と、あと、ピンクと黄色だったと思うんですけど、この冊子そのものをつけていただいて、ちょっと私のほうもちょっと勉強してまいりますので、もう一遍ちゃんとこのことについて説明を、説明というか、より、この令和6年は区民がもう本当に安心して、特に女1人なんかで行ったときに、もう全然ばかにされて相手にされないというんで、すごいみんな苦しい、悲しい、切ない思いをしてやっているんですよ。なので、ちょっとそこは軽くできないところがありますので、すみませんけれども、その黄色いパンフレットとピンクのパンフレットをお出しいただいた中で、千代田区としてよりよい方法を考えていきたいと思うので、ぜひお願いしたいんですけれども。

○林委員長 どこかのタイミングで、ごめんなさい、言わなくちゃいけないですね。まちづくり総務課長（事務取扱）環境まちづくり部長と呼ばなくちゃいけなかったみたい。失礼しました。

○印出井環境まちづくり総務課長 すみません。陳情審査の中で年度内に改善を図っていくと。それについての経過のご報告ということでございますので、今回の取りまとめの中で、こういった形で改善を図って、できれば早々に、この特に2-3の資料なんかについては、要はこういう仕組みがあるんだよということは周知をしてみたいというふうに思っています。今後、機会を捉えて、ご指摘のような形で、もう少し詳しくご説明を頂ける機会があれば、ご報告をさせていただきたいと思えます。

○林委員長 これって別に、ローリングというか、見直しで随時できるものだとすると、どこかの予算のタイミングですとか、毎年、経年で、こうあったらいいねとバージョンアップをできるんですけども、1回つくっちゃうと何年間か同じになってしまうんですかね。

○印出井環境まちづくり総務課長 やはりこういったものをリリースするタイミングというんですかね、一応目指しているのは、令和6年4月1日、新年度に新たなこういった手引きをリリースしていこうと。それに向けて周知の準備をしていこうというふうに考えてございますので、そこは一定の節目でございますので、ちょっと委員会の所管は違いますが、また予算審議の中でご議論を頂きながら、リリースに向けて改善できるところがあるのか、ないのか。そういった形で進めたいというふうに考えておりますので、予算審議の中で例えば資料としてお示ししてご指摘いただくような、ちょっと私が言うことじゃないのかもしれないんですけども、そういう形であれば、うまくスケジュールとマッチしながら、ただ、詳細を深く検討しているとリリースの時間がまたたってしまうので、こういった2-3みたいな周知はできれば早くしていきたいなというふうに思っていますので、そここのところをご理解を頂きたいと思えます。

○小枝委員 そしたら、ちょっと瞬間的にで、陳情審査のときに議論になったことや、陳

情者が求めていたこととの関連でどうなのかとか、何が改善されて何が改善されないのかということ、やっぱりちょっとそこは必要かなというふうに思いましたので、それは確かに予算委員会でも、そういう意味ではこの重たい委員会ですっとやるなということかもしれないのでね。

○林委員長 いや、そんなことはないですよ。大丈夫です。

○小枝委員 すごく大事なことなので、でも以前答弁されたときよりは、ちょっと温和になったというか、あのときはもう全然けんもほろろで、ここをどこだと思っているぐらいな感じだったんですね。千代田区は第一種住居専用地域じゃないみたいなこともありましてけれども、何らかの改善を図ろうというのは感じ取れたので、ちょっとまたこれは引き続き、私のほうが宿題として受け止めて、改善の方向でやっていきたいと思うので、どうかよろしくをお願いします。

○林委員長 いいですかね。また随時、よりいいものというか、区民の方が使えるものにしないと、セミプロみたいな感じの人よりも、普通の区民の方が使えるようにやっていただきたいと思います。

いいですかね。

○小枝委員 普通の区民なんですよ。

○林委員長 ええ。で、いいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 次が、（3）のちよだ生物多様性推進プランの改定について。

○山崎環境政策課長 それでは、ちよだ生物多様性推進プランの改定について、環境まちづくり部資料3-1に基づいてご説明させていただきます。

まず概要につきましては、2013年に策定したちよだ生物多様性プランは、短期目標年次である2020年を迎えました。これまでの10年の間に、気候変動による生物多様性の損失の危機がより強く指摘されるようになってきています。これを踏まえ、生物多様性について、現状維持だけでなく、回復傾向にさせるための30by30、NbS（自然を活用した社会課題の解決）、ネイチャーポジティブの要素を取り入れた国家戦略及び東京都の地域戦略が改定されました。また、区においては2020年、短期目標の達成状況を把握するため、計画に掲げる取組を評価し、区内の生物の現況等を調査しており、その検討結果と国や都の生物多様性に関する戦略を踏まえて、本推進プランの改定を行うところでございます。

経緯及び改定素案の構成については12月8日の当委員会でもご説明させていただいておりますので、省略させていただきます。

4の計画期間、こちらに関しましては、2030年までの7年間としております。

5の他の計画との関連としましては、千代田区第4次基本構想の分野別計画であり、国及び都の地域戦略との整合を図り作成しております。また、ほかの地球温暖化対策関連の計画や都市マスなどのまちづくりの計画とも連携しているところでございます。

ページをめくっていただきまして、主な改定内容でございます。まず大きな部分ですが、目標のほうを変更しております。新たな2050年将来像、2030年目標についてですが、先ほどの世界動向も踏まえ、日本経済の中心地でもある千代田区だからこそ果たせるグローバルな目標を掲げ、より進化し深めた推進プランとなるように、生物多様性推進会

議、専門家の皆さん、区民の皆さん等が参加している推進会議で検討されたものでございます。

まず、2050年将来像につきましては「持続可能な自然共生の先進都市」であります。サブタイトルとしては「豊かな生物多様性を活用した社会課題の解決」「持続可能なライフスタイル・社会経済活動の定着」「脱炭素社会の実現」としています。次に、短期目標である2030年目標としては、「千代田区ならではのネイチャーポジティブを実現します」であります。サブタイトルとして、「皇居を核とした生態系のつながりが区内外に広がり、千代田区に集うすべての人が生物多様性を意識した持続可能な行動を選択することで、都心環境の豊かな暮らし・活動が支えられている」としました。

ここで言う千代田区ならではのネイチャーポジティブというのは、生物多様性を推進するとともに、地球温暖化対策やヒートアイランド現象の緩和、災害対策、環境教育とか、そういった様々な機能を有する都市における緑地の創出を進めることであり、それらの機能を十分に活かして、社会課題の解決や人々のウェルビーイング向上などにつなげ、私たちの暮らす都心環境が自然との共生により豊かになる状態としております。

また、千代田区での生物多様性に取り組む意義については、こちらに書いてありますとおり、大都市である千代田区は、区外の生物多様性をもたらす生態系サービス（自然のめぐみ）、それによる恩恵を受けているところであります。ですので、周辺地域の生物多様性に配慮した考え方、こういったものを選択する必要があります。千代田区の企業など様々な千代田区に集まる方、住んでいる方含めて、持続可能な行動を選択することで、その影響を連携している企業など、その他、通っている方等を通じて、区外まで波及させていくことが可能になると考えております。

次のページに行っていただきまして、次に、戦略と行動計画についてでございます。薄めの概要版というものがございますので、そちらの5ページ、6ページも一緒にご覧になっていただきたいと思います。2030年目標を達成するために、三つの戦略とともに、それぞれ具体的な取組を定めた行動計画を設けております。行動計画については、これまで各事業を所管する部署による庁内検討会などを通じて策定しているところでございます。

まず戦略についてですが、戦略Ⅰとして、「皇居の緑を核とした生態系ネットワークの形成・強化」であります。これは生物多様性に配慮した緑を増やすとともに、情報を共有して、生態系ネットワークを強化しようというものであります。次に、戦略Ⅱは、「自然共生社会を意識した行動の浸透」です。これは生物多様性を意識したライフスタイルへの転換に向けた行動変容を促すものであります。次に、戦略Ⅲとしては、「自然を活かした多様な社会課題の解決」でございます。生物多様性を活用したNbSなどの取組を推進するものでもあります。

次に、行動計画につきましては、具体的にこのプランを進める事業などを定めておるところでありまして、事業を拡充しているものを「強化」、新たに行動計画として設置したものを「新規」とさせていただいております。例えば、この概要版の5ページの戦略Ⅰ-1の行動計画2の中で、左上のところ、自然共生サイト、OECMなどの創出を加えております。また、右側の6ページ、こちらのほうの戦略Ⅱ-2の行動計画1においては、エコロジカル・フットプリントの見える化や食品ロス削減の推進などを新規に加えております。さらに、戦略Ⅲ-1の1、そのすぐ下ですね、こちらのほうにはグリーンインフラの

考えやレインガーデンなど、NbSに係る取組についての情報発信などを加えております。

また、各行動計画に対して状態目標を設定しているところでございます。目標設定に当たっては、例えばOECMなどの認証緑地などが2020年より10か所増えているなど、進捗管理がしやすいように、できる範囲ではありますが、具体的な目標を設定しているところでございます。

最後に、資料3-1の一番最後の裏面になりますけど、今後のスケジュールとしましては、2月20日から3月4日にかけて、パブリックコメントの実施をします。そして3月下旬に推進プランの改定を行う予定でございます。なお、パブリックコメントの実施後、必要に応じて、また議会のほうへご報告させていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○林委員長 はい。説明が終わりました。委員の方、何かございますか。ない。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 なし。分かりました。

では、次に行きます。報告事項の（5）外神田一丁目南部・九段南——いいんですよね——南一丁目・富士見二丁目北部・二番町地区地区計画について、報告をお願いいたします。

○武建築指導課長 それでは、外神田一丁目南部・九段南一丁目・富士見二丁目北部・二番町地区地区計画について、資料5にてご説明させていただきます。この案件につきましては、第1回区議会の定例会において、千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例を改正する予定案件ということで、ご説明させていただきます。

1番の外神田一丁目南部地区につきましては、都市計画手続を経て、昨年10月13日に都市計画を決定しております。この地区は、市街地再開発事業を予定している地区でございます。

2番の九段南一丁目地区地区計画につきましても、都市計画手続を経て、昨年12月28日に都市計画決定をしております。この北地区には区の施設がございまして、市街地再開発事業を予定している地区でございます。この外神田一丁目南部、九段一丁目地区の地区整備計画に定められたうち、下線部の3番のところでございますが、下線部の項目を建築条例として定める予定でございます。

裏面をご覧ください。富士見二丁目北部地区地区計画でございますが、こちらは昨年12月28日に都市計画の変更を決定しているという地区でございます。だいたいで塗られたC地区が、市街地再開発事業を予定している飯田橋駅中央地区でございます。A地区につきましては既に市街地再開発事業が進められた飯田橋プラザでございます。この地区のA地区、C-1、C-2地区内の下線部の項目を建築条例として予定している案件でございます。

5番、二番町地区計画案の変更でございますが、現在、地区計画の変更の手続を進めているものでございます。都市計画経審議会が2月8日にございまして、そこで審議され、決定されたいとの同意の答申を頂いた場合は、外神田一丁目地区・九段南一丁目地区・富士見二丁目地区の3地区に加えて、こちらの二番町地区の変更を建築条例として提案させていただきます。予定でございます。

説明は以上でございます。

○林委員長 はい。それでは説明が終わりました。こちら第1回定例会で議案となる提出予定案件です。事前審査とならないよう、資料要求と、及び基本的な質疑で、資料は大分、要求もかけているところもありますが、加えて、あれば。

○はやお委員 都市計画審議会が通ればということなんですが、一応5番のところの企画書。企画書というのは、これは前は開示請求のものなんですけど、これ、議案の審査をするときに、企画書がどういう内容なのかというのはどこまで、できるのかできないのか含めてちょっと確認したい。

○林委員長 資料が議案審査のところまで出せますかと。4本一括になっているんで、資料もたくさん必要なのかもしれないですけども。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 企画提案書ということでよろしかったでしょうか。

○はやお委員 そう。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 企画提案書に関しては、公表を前提にしているものではないので、基本的に、仮に資料としてということであったとしても、事業者、場合によってはセキュリティ上のリスク等も、設計図等も含まれている内容になるので、その辺り、どこまで見せられるかということに関しては、事前に確認がまず必要になってくるかなというふうに考えております。

○はやお委員 まあそうでしょう。そういうこともあれなんですけども、なかなかご提示いただけないということ、企画提案書というのは、企画提案ですから、企画提案ですからと言われていて、変えられないと言うんだから、よっぽどすばらしいものだろうと思っているんで、見せていただきたいと。それは議案を審議する上で、ということが書かれているのかと思うのが、容積率まで追求するようになったんで、一つ一つやっぱり全部チェックしたくなっちゃうんですよ。今まではお任せしていたんですけど。

だから、でも、出せる範囲というのがあるのかどうか、そこをちょっと確認して、ちょっと資料としてね。全部が駄目だというわけにいかないだろうと思うけど、あ、こういう企画提案書だったんですねと、本来であればもっと手前で分かるのが普通だと思うんですけど、それを……

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 今のご意見の趣旨を踏まえまして、こういった内容であれば出せるのか、また、どこまでであれば、そこは出せないといったようなことに関しては、調整させていただきたいと思います。

○林委員長 はい。

ほかに。

○小枝委員 委員長に質問なんですけど、これって今日ここでのみですか。次に、また陳情が、ここにかかっていないもの、請願も含めて出てくるという話もあって、また委員会をやらなきゃいけないということをおっしゃってましたよね。やってもいいですけども、そのときじゃ駄目なんですか。つまり、何というか、やっつけ仕事と言ったら悪いんですけど、こんな、かつて4本束にして出してくるなんていうのを見たのは、私はもう人生史上初めてというくらいで、どうしてこんな雑なやり方をするのか。ちょっと途方に暮れるんです。一個一個だったら、例えばCO₂の比較を出してくださいとか、床面積がどう変わるかとか、いろんな一個一個資料要求できるんですけど、こういう4本束で出されたときに、一体どういうことを要求すれば理解をした上で質疑ができるのかというのが、正直今

分からないので、次回の委員会でもよろしければ、ちょっと時間を頂きたいと思いました。

○林委員長 休憩していいですか。

午後6時14分休憩

午後6時26分再開

○林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

ほかに、委員の方、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。では、次に、報告事項（6）建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正について、報告をお願いいたします。

○武建築指導課長 こちらの建築物のエネルギー消費の向上に関する法律の改正について、資料6でご説明させていただきます。こちらの法律改正によって、第1回区議会定例会で建築指導課関連の手数料条例の改正の部分がございますので、議案を提案する予定のものでございます。

この法律に関しましては、建築物における建築物の消費が著しく増加することに鑑み、建築物のエネルギー消費に向上を図るため、平成27年に制定された法律でございます。

2番でございます。2番と3番が建築指導課の事務として、この法律に基づいてやっている事務でございます。建築物省エネルギー性能基準の適合判定につきましては、審査料を徴収して業務を実施しております。認定を受けた場合は、容積特例を受けることができる制度でございます。

3番の建築物省エネルギー性能基準の適合性判定につきましては、延床面積300平米以上の非住宅用途建築物の省エネルギー基準の適合が義務づけられており、適合の審査を行っている事務でございます。

今般の改正、この法律改正におきまして、再生可能エネルギーの導入促進の制度が盛り込まれまして、手数料条例内にある「建築物のエネルギー消費の向上に関する法律」名が、「建築物のエネルギー消費の向上等」、「等」の「など」が、再エネの導入が盛り込まれることによって「等」が盛り込まれるということで、その部分の法律名を、手数料条例内にある法律名を改正する必要があるため、この手数料条例を改正する予定となっております。

この施行日は6年4月を予定しております。

説明は以上でございます。

○林委員長 はい。説明が終わりました。こちら第1回定例会で提出予定案件の議案、議案となる提出予定案件です。委員の方、何か資料等の。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。では、次に行きます。報告事項の（9）千代田区まちづくりプラットフォームのあり方の検討について、報告をお願いいたします。

○前田景観・都市計画課長 それでは、まちづくりプラットフォームのあり方検討につきまして、ご報告をさせていただきます。本件に関しましては、昨年度までは特別委員会にと、そしてまた当委員会に昨年7月、12月と検討状況をご説明、ご案内をさせていただいているところでございます。前回に引き続き、資料8に基づきまして、検討状況をご案内させていただきます。

まず、項番1をご覧ください。あり方検討会の設置につきましては記載のとおりでございます。

項番2といたしまして、第5回の検討会を1月22日に開催したところでございます。議題としましては、主にまちづくりプラットフォームのあり方、あと神保町地区の実証実験についてということで、ご議論を賜ってございます。本日、委員限りで恐縮でございますけれども、参考資料1と2ということで、当日の資料をご準備させていただいてございます。

参考資料1につきましては、前回、12月にご報告をさせていただいた、検討会前にご報告した内容と大きな変更はございませんので、大変恐縮でございますが、ご説明は割愛させていただければと存じます。

続きまして、参考資料2、実証実験の概要でございますけれども、検討会資料用に少しアップデートしてございますので、ご案内をさせていただければと思います。大変恐縮ですが、ポイントを絞ってのご説明とさせていただきたく存じます。

2ページから6ページ目までは、この神保町地域の範囲であったり地域の状況を整理してございます。

その中で、5ページ、すみません、右下のところ、パワーポイントのページで5と振っていますけれども、5ページのところをご覧になっていただければと思いますが、神保町地域の状況、古書以外にも多様な魅力がありますということで、こちらにつきましてはサポーターチームの先生のご助言を賜りまして、SNS、X（旧ツイッター）を活用しまして、大学の研究生にもご協力を賜って、SNSの活用、このXの活用世代が、神保町というワードからこういったことを検索しているかというものを拾って調査しているところでございます。「古書店」といったところ以外にも、「お笑い劇場」であるとか「ラーメン」「カレー」といったことが検索されていることが確認されてございます。

おめくりいただきまして、7ページ、支援の概要をお示ししてございます。地域に第三者が支援するための体制づくりといたしまして、サポーター、これを選定いたしまして、サポーターと事務局が一緒になって地元への入り方などを検討いたしまして、地域に入っているといった状況でございます。今回の実証実験では、このサポーターの候補者選定につきましても、区が選定するのではなくて、検討会の先生にご協力を賜って、このサポーターチームを選定していったと。第三者性を考えて取り組ませていただいております。

続きまして、右下8ページでございます。支援の概要の引き続きといったところでございますが、地域の状況、ニーズを適切に把握するためということで、地域の方にリレー形式で情報収集を行ってございます。実施期間は記載のとおりでございますが、28名の方にヒアリングをさせていただいているといったところでございます。

そして、9ページでございますが、神保町の魅力として感じていることということで記載をさせていただいておりますけれども、大学が多い学生街であること自体、これがまず魅力の一つであると。そして交通の便が良いこと。古書店街があること。それから商店街や魅力的な店舗が多い。人の繋がりが良い。また、まち並み、こちらについても魅力だということでご意見を頂戴してございます。

下に行きまして、10ページのところでは、神保町の問題として感じていることにつき

ましてご意見を頂いてございます。マンションの増加であったり、チェーン店の増加・個人商店の撤退、まちの変化についての問題、中でもワンルーム、こちらのマンションについての問題意識を多く持たれている方がございました。そのほか、町会の維持をはじめといたしまして、コミュニティ問題、こちらに対する問題意識も高い状況であるといった状況でございます。

おめくりいただきまして、11ページ、まちづくりに望むことをいったこともご意見を頂戴してございます。多くご意見を頂戴していただきましたのが、将来像を考えることが重要であるといったことでございます。また、古書店街の維持・存続、商店街の維持・活性化、こうした記載のとおりでございますけれども、具体的なテーマについてもご意見を頂戴し、それから、多くの人の参加、住民主体のまちづくり、情報の共有など、進め方に対する意見も頂戴しているといったところでございます。

12ページ、今後の予定といったことで、レジュメの今後のスケジュールとも少し重なりますが、サポーターの先生からそれぞれまちに思いを頂いている、こういった頂いている状況がございますので、その意見をフィードバックすると。それは当然ながら、さらに意見を共有して交換する場を設けてはどうかということで、ご提案を頂戴してございます。つきましては、そのことを検討会のほうにもご報告させていただき、サポーターズの先生方のご提案、こちらを受け止めさせていただきまして、当初、実証実験は昨年で終える予定でございましたけれども、3月まで延長させていただいて、3月中旬にということで記載をさせていただいてございますが、神保町地区の方々、様々な方がご参画いただけるような形の意見交換会、こうしたものを開催していくといったことで、調整を進めたいというふうに考えてございます。

レジュメにお戻りいただきまして、主な意見、ちょっとご案内をさせていただきたいところですが、大変恐縮でございますが、記載のとおりということで、割愛をさせていただければと存じます。

最後に、今後のスケジュールということで、繰り返しとなり恐縮でございますけれども、当初予定から実証実験を延長いたしまして、3月に地域の意見を共有する場を設けてまいりたいと、そのように考えてございます。その結果を踏まえてパブコメ等の手続きといったことを考えてございますので、当初、2月にパブリックコメントと考えてございましたが、丁寧に対応してまいりたいということで、スケジュールを後ろのほうに移らせていただいております。また、この実証実験の結果等を、3月にする意見交換会の結果等を、本委員会にも引き続きご報告をさせていただきたいと、そのように考えてございます。

駆け足で恐縮でございますが、ご説明は以上でございます。

○林委員長 はい。委員の方、何かございますか。

○小枝委員 何をパブコメするのか、ちょっと何だかよく分からないなという感じがありました。ちょっと深めるにはあれなんで、すみませんけど、プラットフォーム、一生懸命やっているのは分かるんですよ、一生懸命。学士会館の、この間、まちづくりの説明会があったのに、全然情報共有されなかったんですよ。以前は大体そうしたことがあるときには、所管の委員会の委員のポストには入れてくれるのに、まちの方から聞いて、それも前日に聞いて、しかも連合町会の新年会という日で行けなくて、どうしてそういう情報をみんな共有していこうということが回らないのかなというのが、全然プラットフォームに

至らない話ですけど。すみません、ご存じでしたかという。そういう（発言する者あり）うん。何か……

○前田景観・都市計画課長 まず1点目に頂きましたパブリックコメントをしていく内容としましては、本日お示しをしてございますが、まず在り方素案ということで、こういったプラットフォーム、支援組織のことを考えながらやっていくといった体制とかも考えながらということで、まず機能についてパブリックコメントをしてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、ご意見を今頂いたところでございますけれども、ちょっと私のほうから答えがでかかねる部分もありますが、やはり情報の共有は非常に重要だと認識をしてございます。そうしたことを届けながら、地域の中で共有をして議論を深めていくといったことが肝要かというふうに考えてございますので、その情報共有の仕方につきましても、ちょっと先ほど具体的な事例でございましたが、もちろん紙媒体というものはあるかもしれませんが、一方ではデジタル媒体といったものもあるかと思えます。様々な手法、情報を届けるといったことに視点を持ちまして、プラットフォーム等も検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○小枝委員 この今回、神保町エリアをモデルでと選んだというけれども、プラットフォームやまちづくりのことを主体的にやっているような方も、説明会があることを知らなかったですよ。（発言する者あり）そうそう。どうしてそこまで情報が伝わらないものなのかというか、伝える気がないのか。組織は大丈夫ですかと思った次第です。

○大木神田地域まちづくり担当課長 学士会館を再建という報道、1月23日になされたということをお我々も認識しております。経緯を申し上げますと、学士会館につきましては、施設を運営する学士会と近隣建物を所有する事業者と共同で……

○小枝委員 いや、今、説明を求めていなくて。

○林委員長 どうぞ、続けてください。

○大木神田地域まちづくり担当課長 はい。学士会館の保存を目指した改造を検討しているということについては、区としても了承しているところでございます。

事業者からその内容について、学士会館の建物を可能な限り残すため、学士会館、背後の区道を廃道していただき、白山通りの都市計画線に今かかっているんですけども、それを避ける形で引き合い工事を行いたいというようなことを、今、区としては聞いているところでございます。区として、その廃道について了承したわけではないんですけども、ちょっと事業者のほうで近隣に、その高さのほうについて、要は影響を確認したいというところで開催した事業説明会と聞いておりまして、区としてもその開催を否定するものではないのかなと考えております。

区として、廃道について、その代替となる機能というのはどうなるのかということについて、今、事業者のほうに検討をお願いしておりまして、それが例えば、今、交差点沿いの例えば広場になるとか、そういったことも含めて検討はしているんですけど、その辺の詳細が分かり次第、議会のほうに報告させていただきたかったというのが実態でございまして、今、ちょっと小枝委員のほうからそういった形で、何も知らなかったというような、ちょっとお叱りというところも踏まえまして、情報については速やかに提供するようにいたしたいと考えております。

○林委員長 分かりました。じゃあ、ちょっと学士会館、あれ、区の何とか建築物にも指定、なっていない。なっている。国の指定と区道も関わるみたいな、改めてちょっと報告案件で、今の現時点の進捗状況というのを皆さんと共有させていただければと思います。プラットフォームはプラットフォームの関連で。

○小枝委員 まあまあ。

○林委員長 学士会館のはそんな形で。で、プラットフォームのほう。

○春山副委員長 プラットフォームというか、小枝さんの関連。

○林委員長 はい。春山委員。

○春山副委員長 私も常々この区議会に入ってから、こういったまちづくりの情報がポストインされたりされなかったり、ほかの方から聞いたり、私から情報を頂きに行ったりということも多い中、これからの在り方について、よくご検討いただきたいなとやはり思うところがあって、まちづくりに関する情報が、グーグルなのか、何かカレンダーとかで、今日はこういうことが検討されていますとか、こういう委員会が開かれていますとか、そういう説明会がありますみたいなものが、全体で見えて、自分に必要な情報を取りに行けるような、何かクラウドなのか、何か本当にポストイットするという時代でももうないと思うので、そうじゃない、皆さんで情報共有できるボックス的な、行政でどこまでできるのか、そういうやり方があるのか分からない。ほかの行政ではそういう、何というんでしょう、もっとオープンに情報が見れるソースみたいなものがあるというお話を結構お伺いするんですけども、まちづくり課だけじゃなくて、今度、まちサポみたいなものも本来であればまちづくりと関係するところ、情報はまた別になってしまうみたいなところもあるので、そういうものが積極的に見れるような、何かそういう体制は今後検討していただきたいなと思います。

○前田景観・都市計画課長 ただいまのご指摘、私どもも同様に認識をしております。本日お配りしている参考資料1の中の28ページということで、第4章、この中でも、(2)でまちづくりに関する情報発信サイトの構築ということで、とりわけまちづくりに関する情報発信を一元化していくと。それこそ見せ方についても、やり方はいろいろあるかもしれませんが、一つの手法としてはダッシュボードが挙げられるのではないかと、様々そういったデータ関連も含めて、そしてそういった取組の中身も含めて、情報発信できるような形のものを考えていかなければならないというふうに認識しております。

ちょっと現段階で直ちにこれをということのご案内はできかねますけれども、このプラットフォームの検討と併せてこちらの中身についても研究、検討を深めてまいりたいというふうに思います。

○春山副委員長 ありがとうございます。そういった意味で、まちづくりって、大人なり、本当に古くから住んでいる人たちだけが関わるものではないので、やっぱり若い人たちとか子どもとかも簡単にダッシュボードが見れたり意見が言えるようなツールというか、楽しいツールみたいなものを検討していただきたいなと思います。意見です。

○前田景観・都市計画課長 ただいま頂きましたご意見を踏まえて併せて検討させていただくとともに、それこそせっかくの情報発信というサイトでございますので、様々な方に手に取りやすくといったことも併せて検討してまいりたいというふうに思います。

○林委員長 はい。ほかに。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。では、報告事項最後です。（9）地域まちづくりの動向について、報告をお願いいたします。

○江原地域まちづくり課長 それでは、地域まちづくりの動向について、12月8日にお示した時点からの変更点を中心にご説明させていただきます。環境まちづくり部資料9-1をご覧くださいければと思います。

まず、図の見方でございますが、左の各地域地区一覧で、英字が市街地再開発事業地区、数字が市街地再開発事業以外で動きがある地区、そして共通して、区道廃止を伴うプロジェクトについては赤字で示しております。

図のほうで、それぞれの地区の位置についてプロットしております。それぞれの地区の位置について丸でプロットしておりますけども、そのうち区有地や区有施設を含む地区はだいたい色、それ以外は青色の丸でお示しをしております。丸でお示ししている地区のうち色がついている地区が、地域の動きがある地区及び協議中の地区で、一部白抜きになっているものがあるかと思うんですけども、こちらのほうはもう事業中の地区というふうになってございます。例えばDの飯田橋中央地区は、飯田橋駅の近くでございますけども、現在事業化に向けて協議中の市街地再開発事業地区で、区有地、区有施設は含まないが赤字ですので、区道廃止を伴うプロジェクトというような形になります。青の四角のチェックが事業中の鉄道事業、緑色の破線でお示ししているのが計画中、事業中の道路事業等になります。そして黄色いハッチをかけているエリアが地区計画の区域でございます。地区計画につきましては、現在46地区で策定をされているというところでございます。

次に、1枚おめくりいただきまして、資料9-2をご覧ください。こちらに、1ページ目でアルファベットで記載いたしました各地区の諸元一覧のほうを載せてございます。AからNまで14地区でございます。この記載内容でございますが、地区名、都市計画手法、区域面積内訳、計画の概要等々を記載しておるところでございます。前回からの変更点といたしましては、令和5年12月に地区計画の都市計画決定をした飯田橋駅中央地区、九段南一丁目地区について、事業段階を更新して、計画諸元等詳細を記載しているというところ。

さらに今回、一番下の欄に、各地区の令和6年度予定を新たに加えました。今年度、都市計画決定された地区につきましては、来年度は組設認可に向けた調整、今年度、組設、組合を設立された地区については、来年度、権利変換に向けてといった形で、次の段階に向かって進めていくということになろうかと思っております。

また、Bの秋葉原駅前東地区につきましては、来年度、都市計画手続に着手をしていければというふうに考えているところでございます。Hの神田錦町三丁目南部東地区につきましては、神田警察通り沿道まちづくり方針の策定を踏まえて、現在、事業者において地区内ガイドライン素案の策定等を進めてございます。区に素案の提出があった後、区においてパブコメ等の手続を進め、ガイドラインのほうを決定していきたいなというふうに考えているところでございます。

事業内容の調整と記載している地区につきましては、来年度も鋭意調整を継続してまいります。また検討熟度が高くないため、現段階では来年度中の事業関連手続着手の見通しは立っていないというところでございます。

最後、次の資料9-3でございますが、こちらのほうは既に都市計画決定された地区につきまして、その区域の拡大図を掲載しております。各地域、スケールのほうも統一して示しております。図の見方ですが、色が塗ってある部分の地区が都市計画決定済み地区で、まだ事業認可に至っていない地区、そのうち青色のものが区有地・区有施設を含まない地区で、だいたい色のものが区有地・区有施設を含む地区でございます。また、赤色の部分が区有地の位置を示しております。青いラインだけで色が塗られていない地区は事業中の地区ということになります。

最後に、再開発事業ではないですが、来年度のまちづくりの動きということで、何点が共有をさせていただきます。冒頭の資料9-1に帰っていただきまして、まず数字の5でお示しをしているグラパレ跡地でございますが、こちらにつきましては、ホテルグランドパレスの跡地での開発ということで、現在、建物解体中で、今後、具体的な計画検討を実施していくと。来年度以降、一部地区計画の変更が生じてくる可能性があるというところでございます。検討の熟度が上がり方向性が見えてきた段階で、適宜状況については共有をさせていただければと考えております。

数字の④でお示ししている神保町地域でございますが、こちらのほうは世界でも有数の規模を持つ古書店街として知られており、個性あるかわいらしい魅力を高めていくべきエリアとして都市マスでも位置づけているというところでございますが、老朽化建物が多い中、複雑で狭小な敷地が多い等の理由から、建物の更新がなかなか難しいという状況でございます。具体的なまちづくりの動きについては、今後ですけれども、まちの魅力をちゃんと存続しながら、中小規模のスケールを維持しながら、更新誘導を行っていくための、そういった地域特性に応じた更新誘導ルールの構築、また駐車場地域ルールによる地域交通施策の推進が必要かなというふうに考えており、来年度、継続して検討のほうを進めていきたいというふうに考えております。

来年度は今申し上げたような箇所で新たな動きが出てくることを想定しております。来年度予算につきましては、また予算の委員会のほうで詳細はご説明いたしますが、こういったまちづくり動向を捉まえながら、新規地区検討の必要が生じた際の支出、先ほどご説明した神保町地域のまちづくりにおける新たな制度設計も含めた検討に要する費用ですとか、飯田橋駅周辺の基盤整備検討、この辺りがまた主な支出予算となってくることを想定しているところでございます。

なお、今後も各地区の検討状況や取組状況等につきましては、委員長、副委員長とご相談の上、適宜ご報告させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、共有をさせていただきました。

○林委員長 はい。ありがとうございました。

一応、予算審査前に皆さんでちょっと全体的な俯瞰を確認したほうがいいかなと思って、やっていただきました。いいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。

では、報告事項を終わります。

日程3、その他に入ります。委員の方、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。執行機関のほうは。（「なし」と呼ぶ者あり）はい。

では、長時間にわたりましてお付き合いをありがとうございました。委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後6時51分閉会